中　央　市
第３次障がい者計画

（令和６年度～令和 11 年度）

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現

中　央　市
令和６年３月

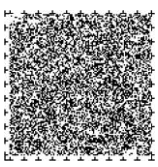

目　次

第１章　計画の概要 1

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の性格・位置づけ 2
３　計画の期間 4

第２章　中央市の障がいがある人の現状 5

１　統計データからみた現状と課題 5
２　アンケート調査からみた障がいがある人の現状 17

第３章　計画の基本的な考え方 34

１　計画の基本理念 34
２　計画の基本目標 34
３　施策の体系 36

第４章　基本計画 38

【基本目標１】ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり 38
【基本目標２】自分らしさを学び、働き、社会に参加できる環境づくり 42
【基本目標３】心豊かに住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり 47
【基本目標４】皆が安心・安全で快適に生活できるまちづくり 52

第５章　計画の推進に向けて 55

１　計画の周知・啓発 55
２　推進体制の構築 55
３　計画の点検・評価 55

資料編 56

１　障がい者制度改革の動向 56
２　中央市障害者施策推進協議会条例 59
３　中央市障がい者施策推進協議会委員　名簿 61

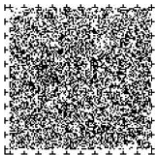

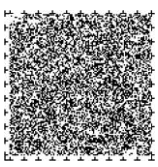

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

我が国において高齢化率が右肩上がりで推移しているように、障害者手帳所持者も増加傾向にあります。この原因の１つに、高齢者人口の増加により、支援を必要とする高齢者も増加していることがあります。また、障がいについての理解が進んできたことや障害者手帳の制度が広く認知されたことにより、医療機関を受診する方や障害者手帳を取得する方が増加したとも考えられます。今後も高齢化率の上昇が見込まれていることを踏まえると、この障害者手帳所持者の増加傾向はまだ継続すると言えそうです。

このように、今後も障がい福祉サービス等、障がいがある人の生活を支えるための支援のニーズは高まっていくと思われます。しかし、障がいがある人は一人ひとり特性が異なることから画一的な支援では十分ではなく、一歩踏み込んで個々のニーズに応じられる支援を行っていく必要があります。また、障がいがある人の住み慣れた地域での生活を総合的に支援するためには、福祉や保健、医療、保育、教育、就労、生活環境等の幅広い分野が連携するとともに、地域におけるあらゆる主体（地域住民や民間団体、ボランティア等）も巻き込んだ取組を推進していかなければなりません。

そこで大切なことは、障がいがある人への支援についての方向性を定めることで、立場の異なる支援者が同じ目標に向かってそれぞれの役割を果たすことができる環境を整えることです。

本計画、「中央市第３次障がい者計画」は、そのような障がいがある人への支援についての方向性等、障がいがある人への施策に関する基本的な事項を定めたものです。今後は、この計画に沿って、あらゆる主体が市内における障がい者施策を総合的・計画的に推進し、障がいがある人の生活を支えていきます。

２　計画の性格・位置づけ

本計画は、障害者基本法 第十一条第三項で定められている市町村障害者計画であり、障がいがある人のための施策に関する基本的な計画です。

また、中央市第７期障がい福祉計画は、障害者総合支援法 第八十八条第一項に基づく、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。

中央市第３期障がい児福祉計画は、児童福祉法 第三十三条の二十第一項に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画です。

ともに、国や県の指針・方向性に沿った内容とし、障がい福祉サービスや障害児通所支援、障害児相談支援に関する具体的な数値目標を設けています。また、本計画の生活支援に関する事項の実施計画に値する役割も有しています。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	中央市 第３次 障がい者計画	中央市 第７期 障がい福祉計画	中央市 第３期 障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 （第 11 条第３項）	障害者総合支援法 （第 88 条第１項）	児童福祉法 （第 33 条の 20 第１項）
位置づけ	障がいがある人のための 施策に関する 基本的な事項を定める計画	障害者総合支援法に基づく サービスの見込量と 提供体制を 確保するための計画	児童福祉法に基づく サービスの見込量と 提供体制を 確保するための計画
計画期間	６年間	３年間	３年間
	令和６年度～令和 11 年度 （自治体によって異なるが、 概ね５年～10 年程度）	令和６年度～令和８年度 （平成 18 年度より、 ３年を１期として策定）	令和６年度～令和８年度 （平成 30 年度より、 ３年を１期として策定）

さらに、本計画は、中央市の最上位計画である「第２次中央市長期総合計画 後期基本計画（令和４年度策定）」や「中央市第３次地域福祉計画（令和３年度策定）」をはじめ、市の関連計画との整合を図り、市における複数の分野が同じ方向性で福祉施策を進められるように努めていきます。

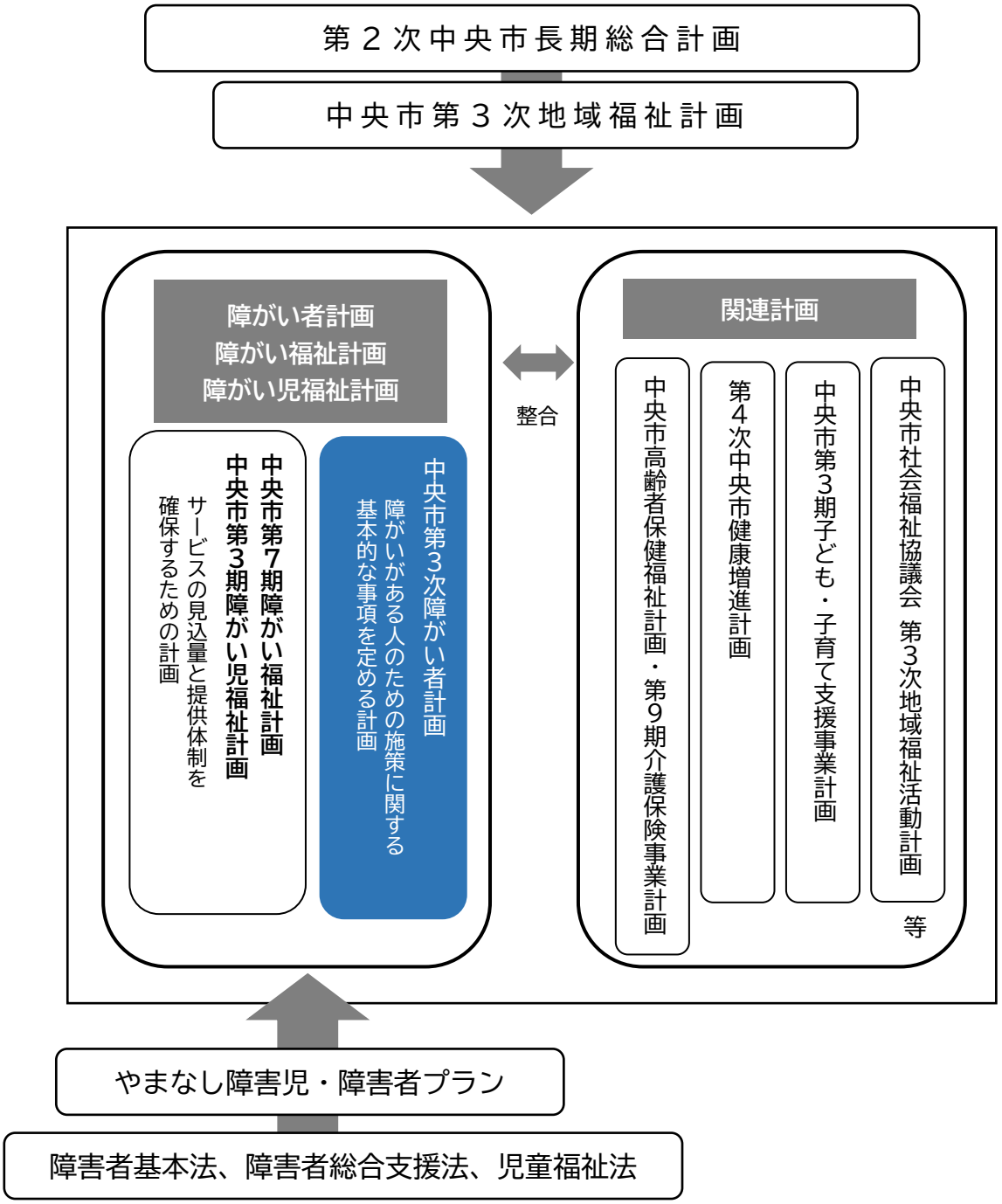

３　計画の期間

本計画の計画期間は令和６年度～令和 11 年度の６年間とします。計画の最終年度である令和 11 年度に計画の見直しを予定しています。

ただし、社会情勢や障がいがある人を取り巻く環境に大きな変化があり、計画の見直しが適当と判断される場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

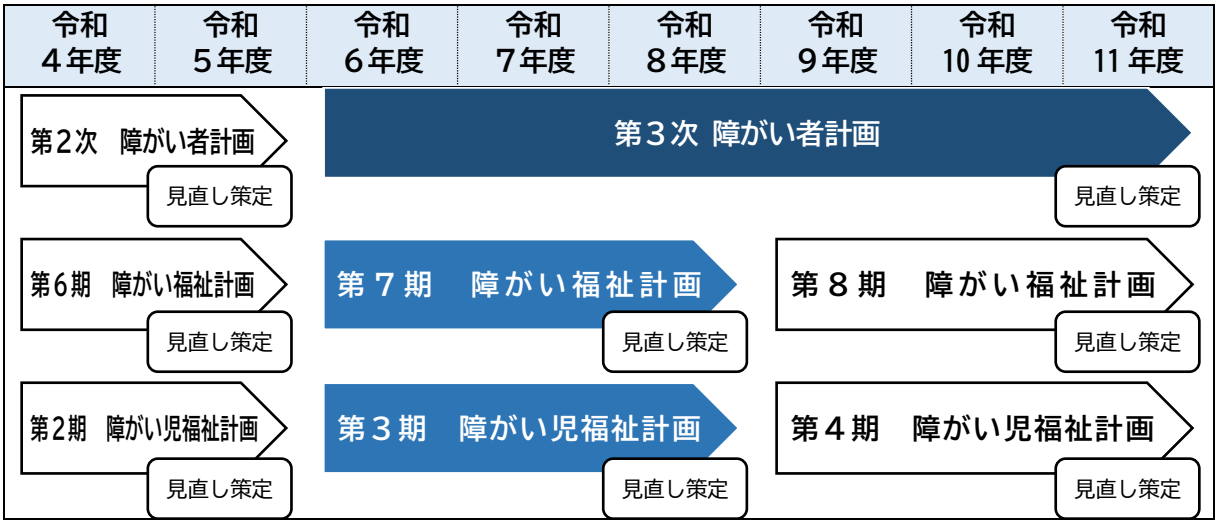

第２章　中央市の障がいがある人の現状

Ⅰ　統計データからみた現状と課題

（１）人口構造など基礎データ

① 総人口・年齢層別人口

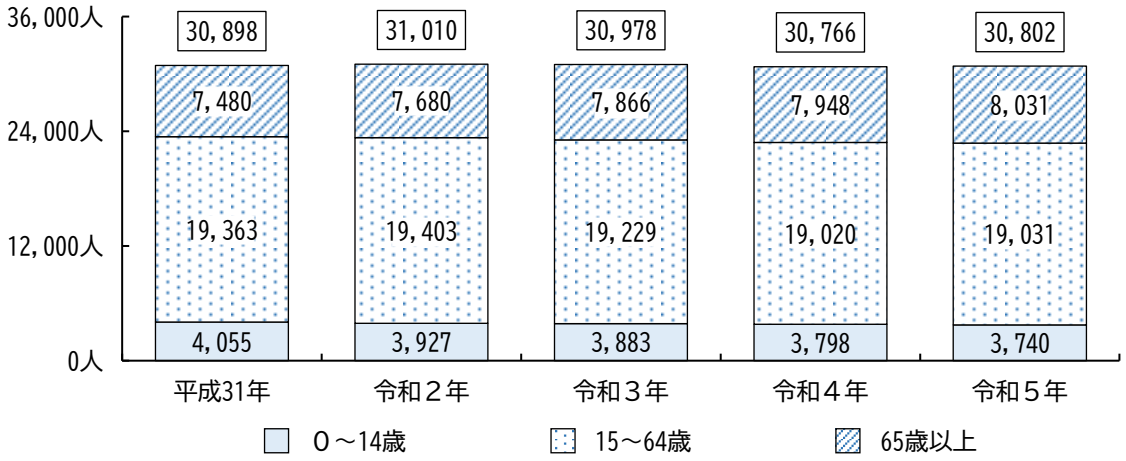

資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年１月１日時点）」

総人口は年によって増減していますが、30,900 人前後で推移しています。また、「０～14 歳」、「15～64 歳」は減少傾向、「65 歳以上」は増加傾向にあります。

② 高齢化率の比較

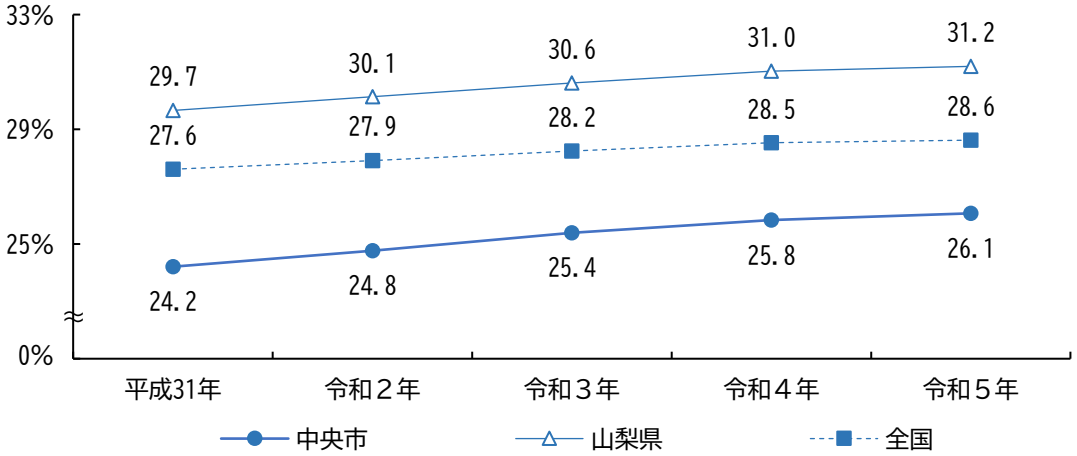

資料：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年１月１日時点）」

高齢化率を山梨県や全国と比較すると、本市の高齢化率が低い水準であることがわかります。しかし、本市の高齢化率の上昇スピードが山梨県や全国より早く、その差は小さくなってきています。

（２）障がいがある人の状況

① 障害者手帳の交付件数

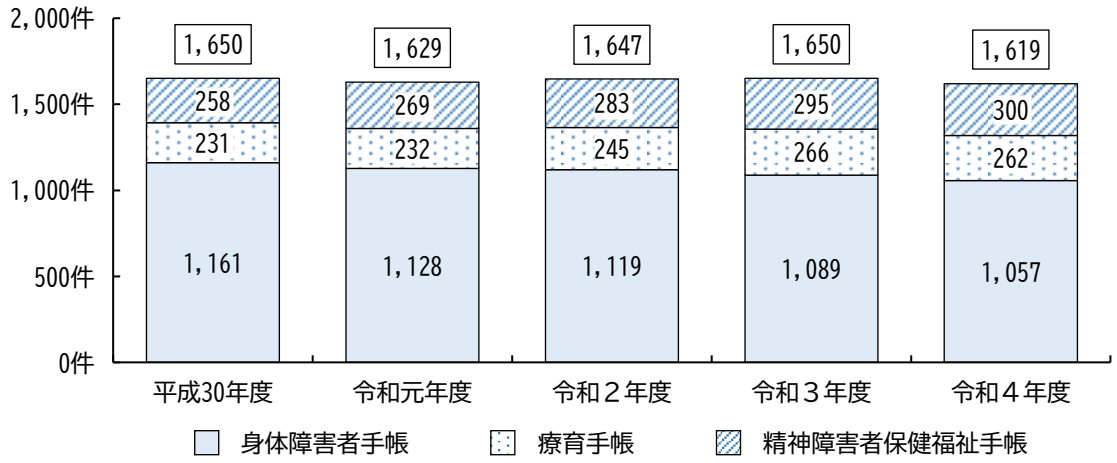

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

障害者手帳の交付件数（重複含む）は、ほぼ横ばいで推移しています。「身体障害者手帳」は減少傾向、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

② 年齢層別身体障害者手帳所持者数

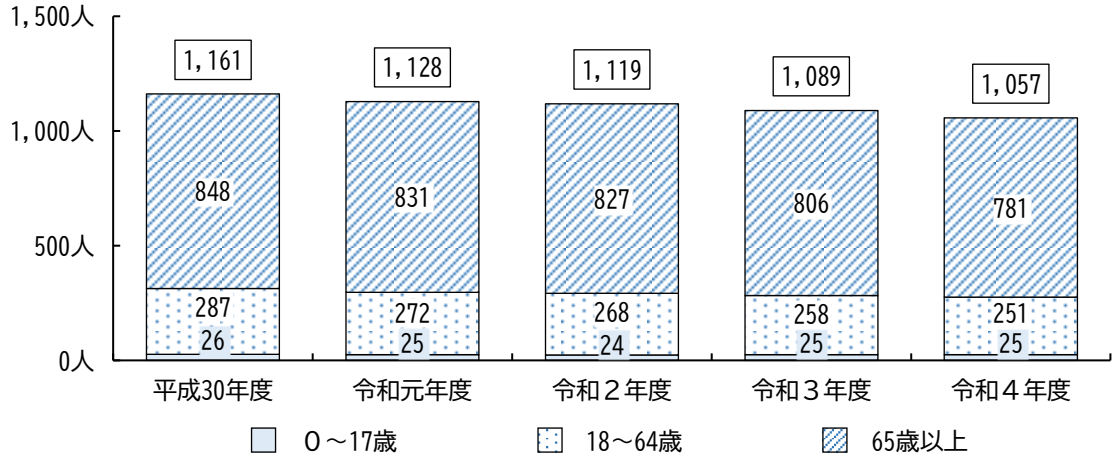

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

身体障害者手帳所持者数を年齢層別にみると、大半が「65 歳以上」であることがわかります。「18～64 歳」、「65 歳以上」は減少傾向にあります。

③ 等級別身体障害者手帳所持者数

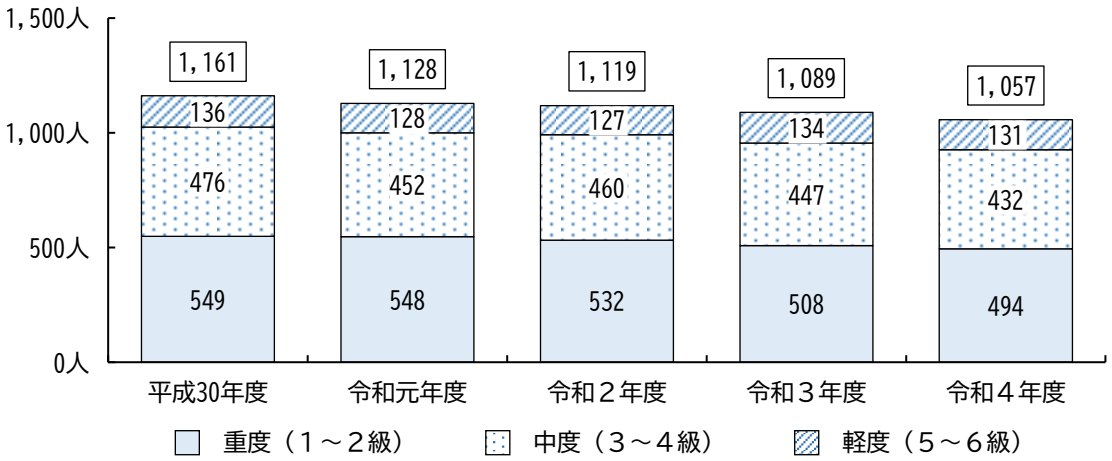

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「重度」が最も多く、「中度」、「軽度」が続いていることがわかります。「重度」、「中度」は減少傾向にあります。

④ 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

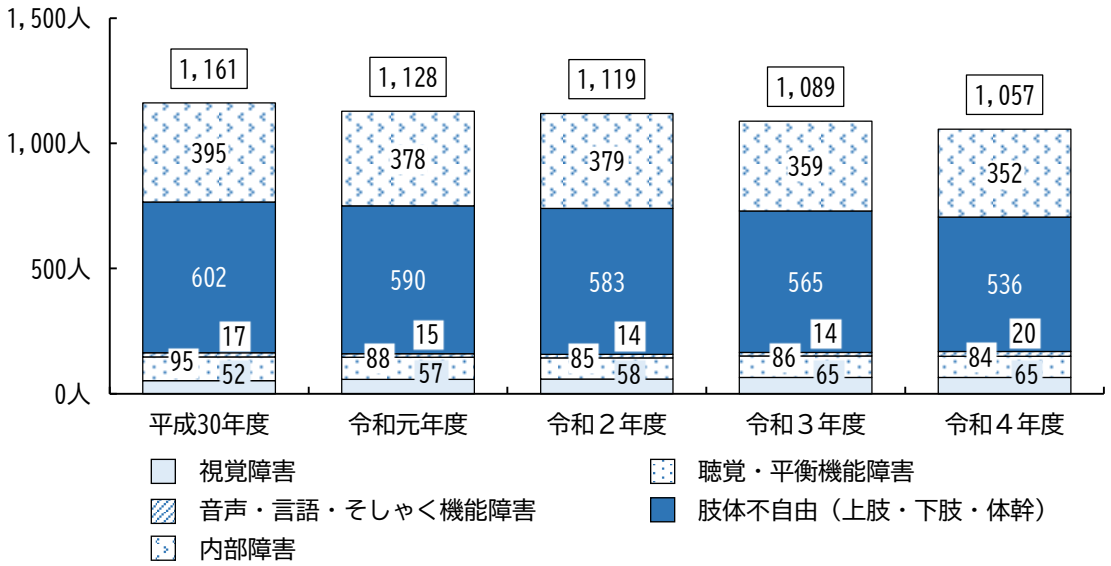

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が最も多く、「内部障害」、「聴覚・平衡機能障害」が続いていることがわかります。「肢体不自由」、「内部障害」は減少傾向にあります。

⑤ 障がいの種類別・等級別身体障害者手帳所持者数（令和４年度）

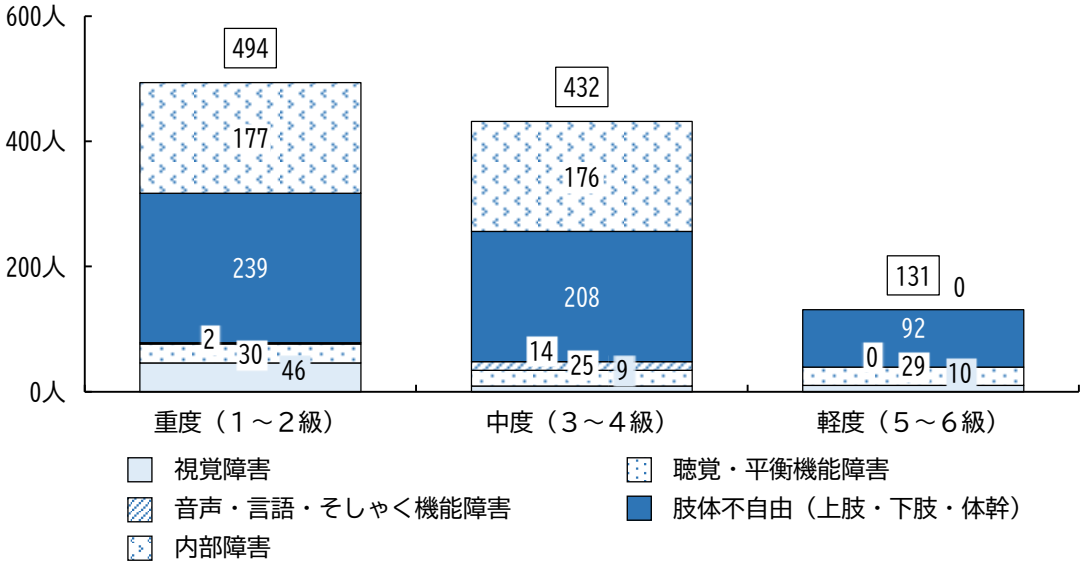

資料：「山梨県手帳交付者統計（令和４年度末時点）」

令和４年度の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別・等級別にみると、重度と中度で「肢体不自由」、「内部障害」が多いことがわかります。また、重度では「視覚障害」も多くなっています。

⑥ 年齢層別療育手帳所持者数

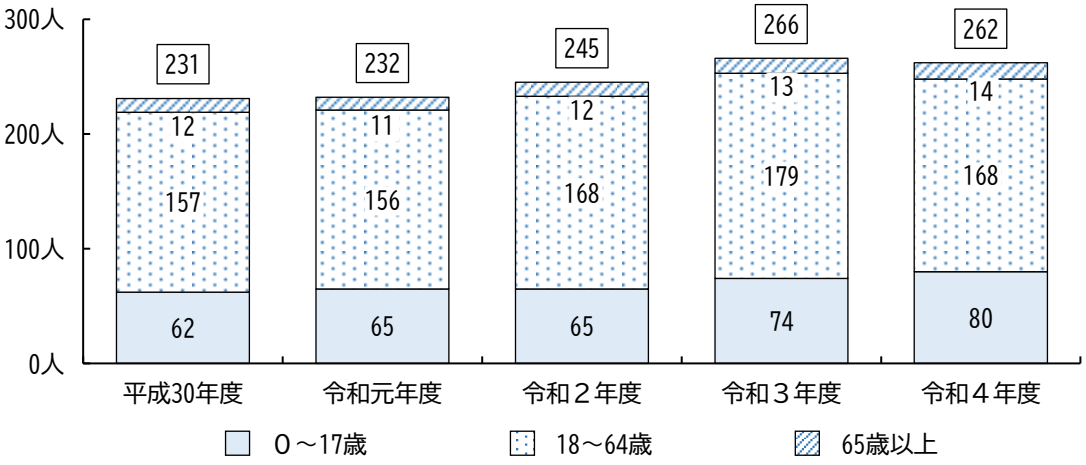

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

療育手帳所持者数を年齢層別にみると、大半が「18～64 歳」であることがわかります。「０～17 歳」、「18～64 歳」は増加傾向にあります。

⑦ 程度別療育手帳所持者数

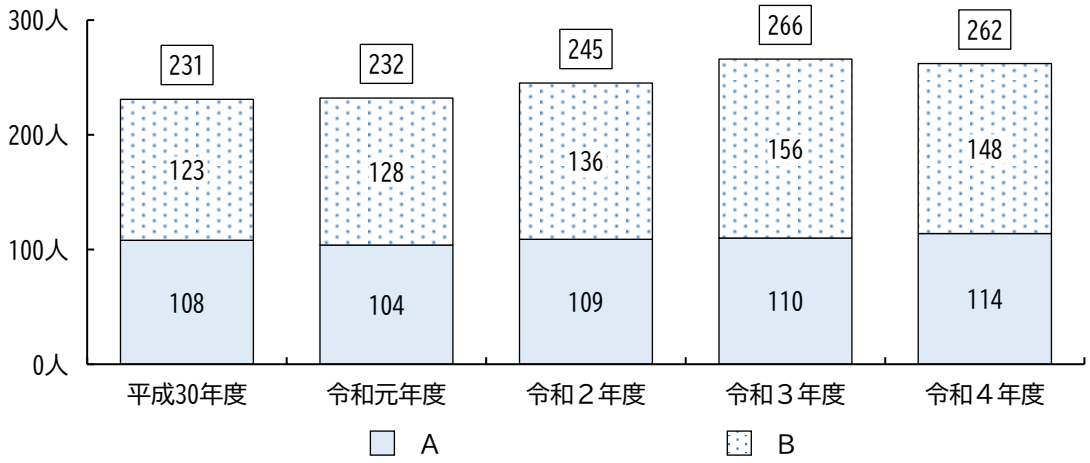

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

療育手帳所持者数を程度別にみると、「Ｂ」が「Ａ」よりやや多いことがわかります。「Ａ」、「Ｂ」ともに増加傾向にありますが、「Ｂ」の方が増加幅は大きくなっています。

⑧ 年齢層別・程度別療育手帳所持者数（令和４年度）

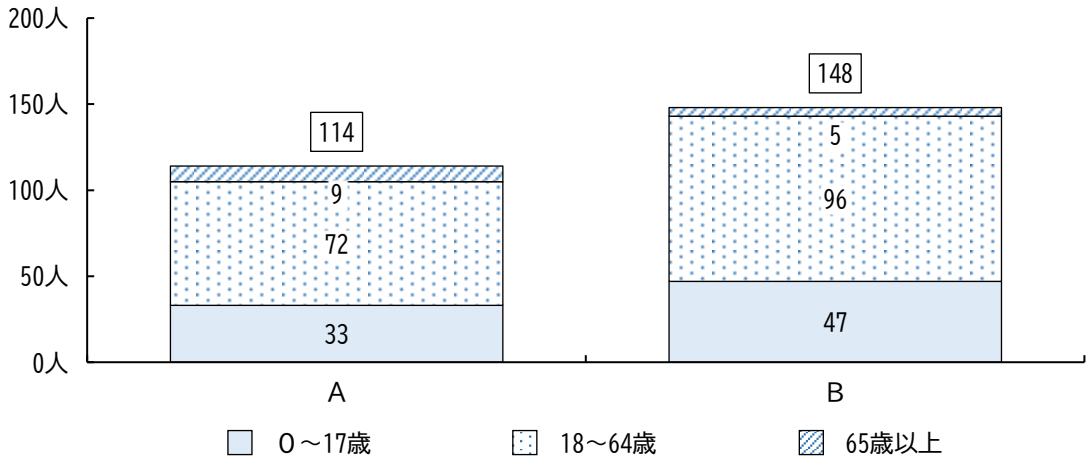

資料：「山梨県手帳交付者統計（令和４年度末時点）」

令和４年度の療育手帳所持者数を年齢層別・程度別にみると、Ａ・Ｂともに「18～64 歳」が大半を占めていることがわかります。また、「０～17 歳」、「18～64 歳」は、ＡよりＢが多くなっているものの、「65 歳以上」はわずかですがＢよりＡが多くなっています。

⑨ 年齢層別精神障害者保健福祉手帳所持者数

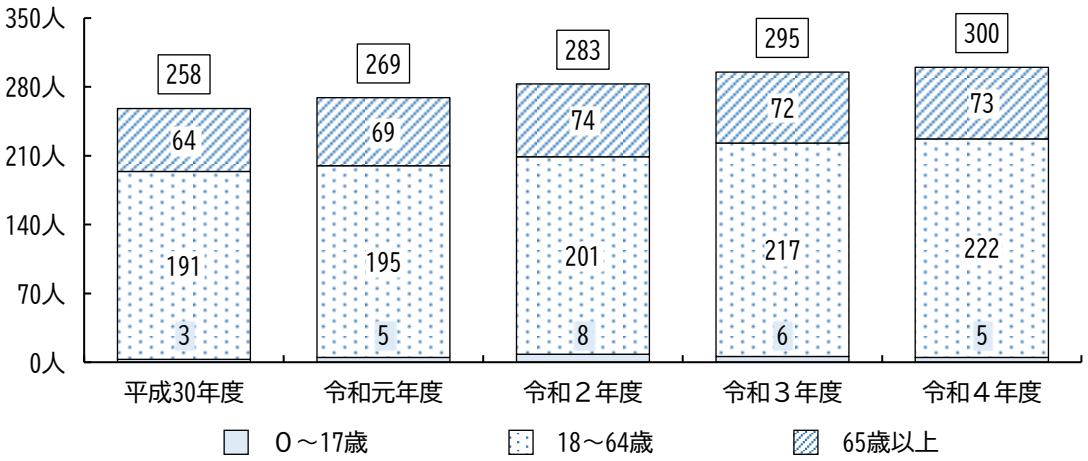

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢層別にみると、大半が「18～64 歳」であることがわかります。「18～64 歳」、「65 歳以上」は増加傾向にあります。

⑩ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

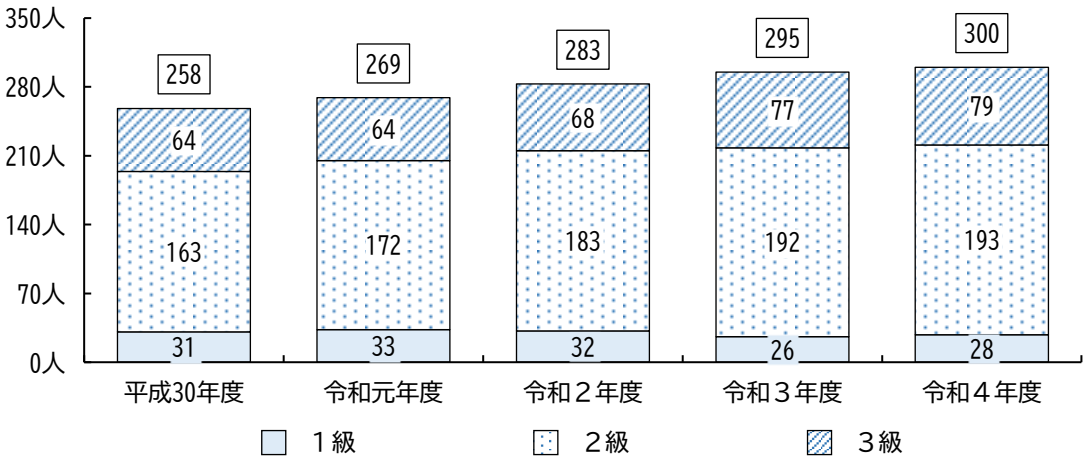

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「２級」が最も多く、「３級」、「１級」が続いていることがわかります。「２級」、「３級」は増加傾向にあります。

⑪ 年齢層別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（令和４年度）

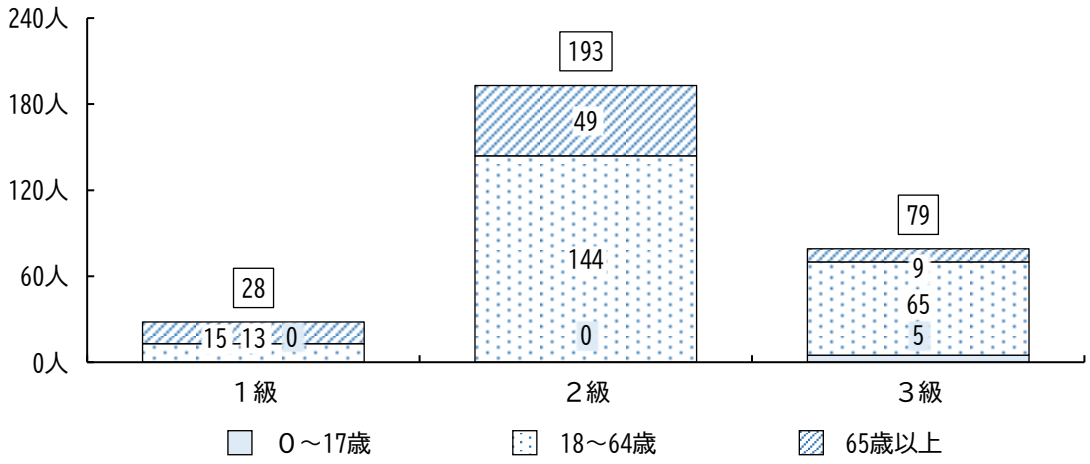

資料：「山梨県手帳交付者統計（令和４年度末時点）」

令和４年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢層別・等級別にみると、２級と３級で「18～64 歳」が大半を占めていることがわかります。１級は全体の人数もそれほど多くありませんが、「18～64 歳」と「65 歳以上」がほぼ同数となっています。

⑫ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数

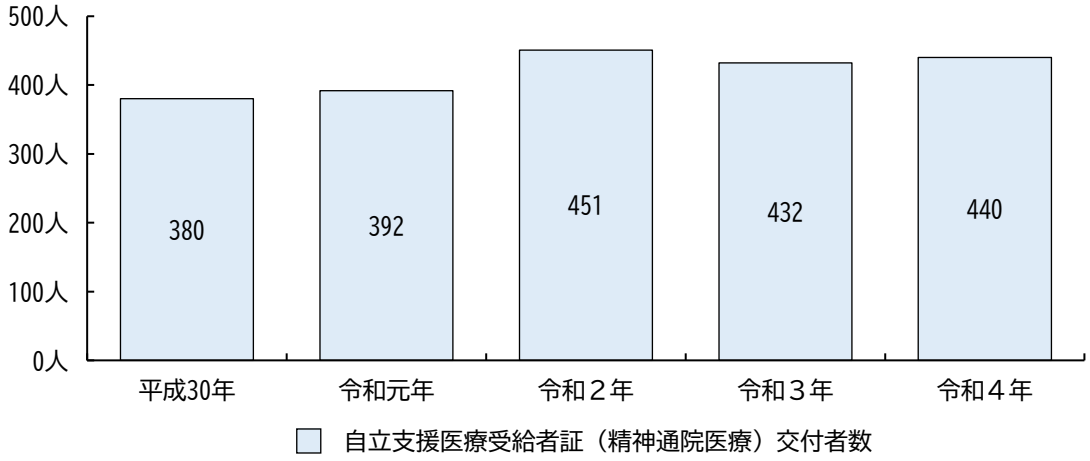

資料：「山梨県手帳交付者統計（各年度末時点）」

自立支援医療受給者証（精神通院医療）交付者数は、令和２年まで増加傾向にありましたが、令和２年以降は 440 人前後で推移しています。

⑬ 障害支援区分別支給決定者数

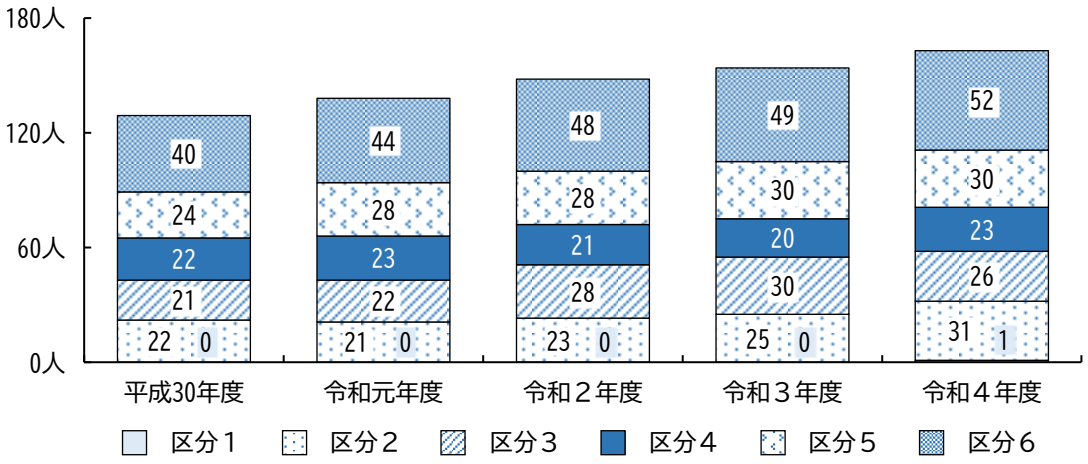

資料：「電算システム　障害福祉サービス支給一覧（各年度末時点）」

障害支援区分別支給決定者数は、年々増加傾向にあります。最も支援の必要性の高い「区分６」が最も多く、「区分２」、「区分３」、「区分５」とともに増加傾向にあります。

⑭ 障害福祉サービス受給者数等

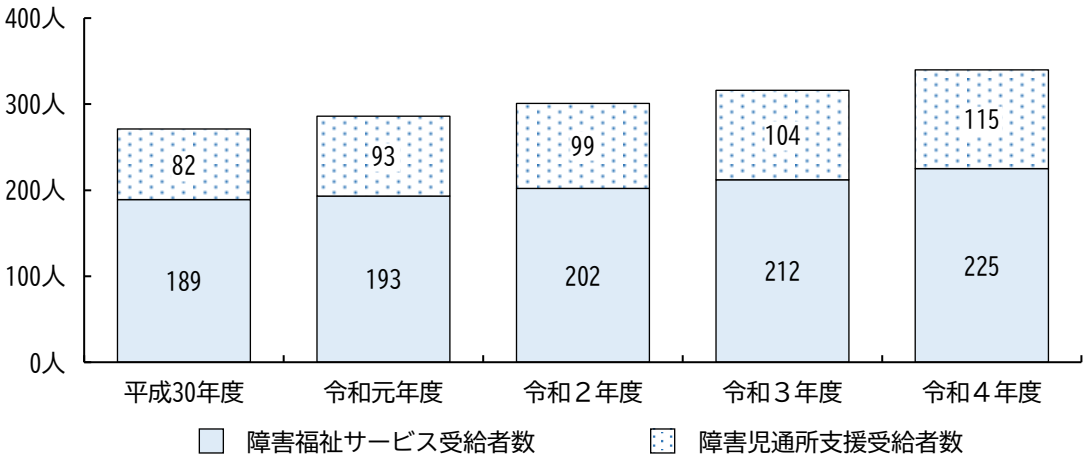

資料：「国保連　障害福祉サービス受給者数・障害児給付受給者数　報告書（各年度末時点）」

障害福祉サービス受給者数・障害児通所支援受給者数は、ともに増加傾向にあります。

⑮ 特定医療費（指定難病*）受給者数

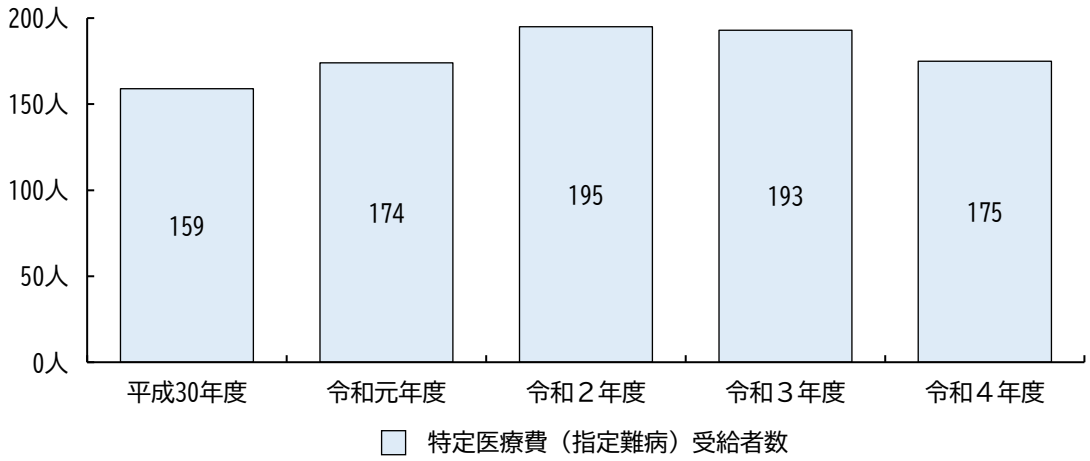

資料：「健康増進課資料（各年度末時点）」

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和２年度まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。

⑯ 公的機関における障害者雇用率の比較

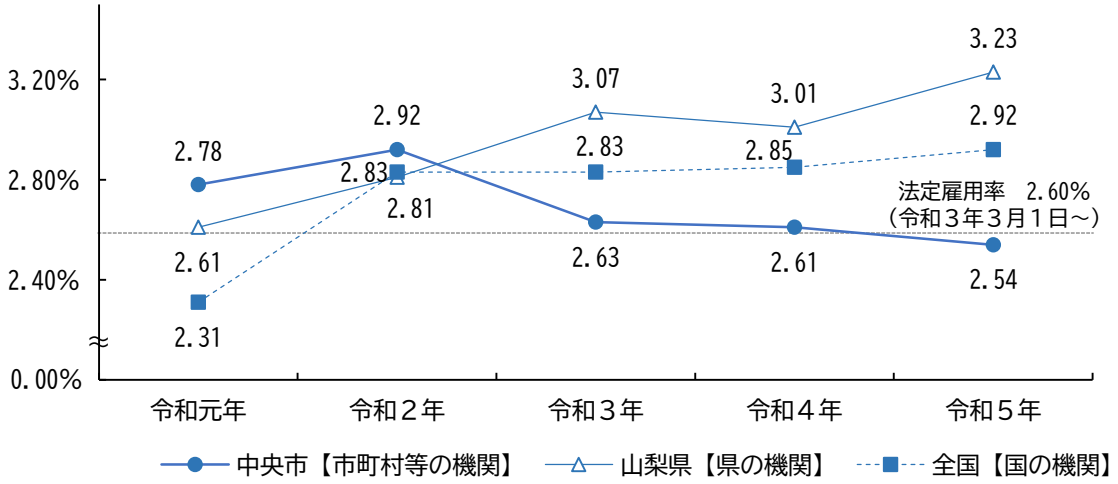

資料：「職員雇用状況（各年６月１日時点）」

公的機関における障害者雇用率を山梨県や全国と比較すると、令和２年までは山梨県や全国を上回る水準でした。令和３年以降はそれらを下回っており、令和５年では法定雇用率をわずかながら下回っています。

＊ 指定難病：平成 25 年 4 月より障害者総合支援法の障がいがある人の範囲に難病の方が加わり、当初 130 疾病でしたが、その後「障害者総合支援法対象疾病検討会」において対象疾病の検討が継続的に行われ、直近では令和３年 11 月 1 日から６疾病が追加し、令和５年度時点では対象疾病は 366 疾病となっている。

⑰ 保育園における在籍障害児数等

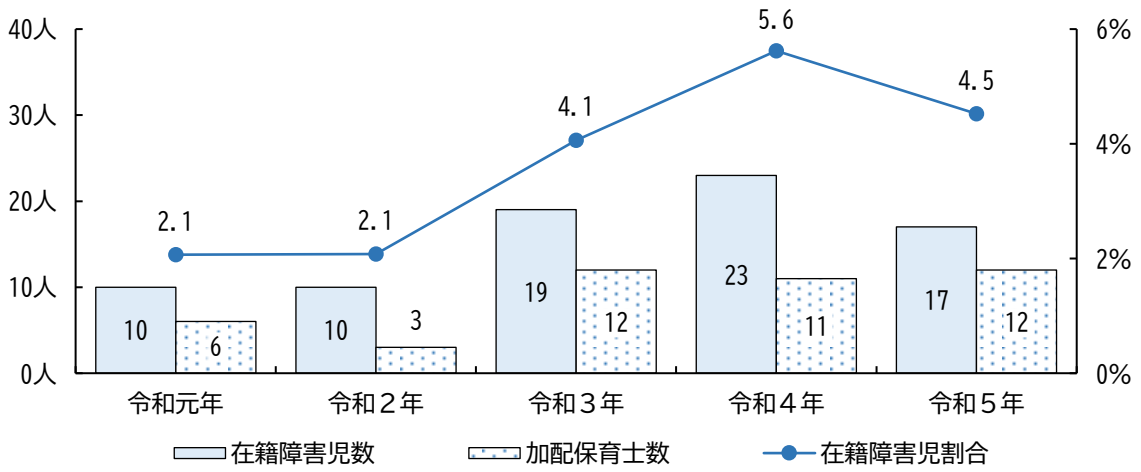

資料：「子育て支援課資料（各年４月１日時点）」

保育園における在籍障害児数は、令和４年まで増加傾向にありましたが、令和５年に減少に転じました。在籍障害児割合も、同様の傾向がみられます。加配保育士数は、令和３年以降、11～12 人で推移しています。

⑱ 認定こども園における在籍障害児数等

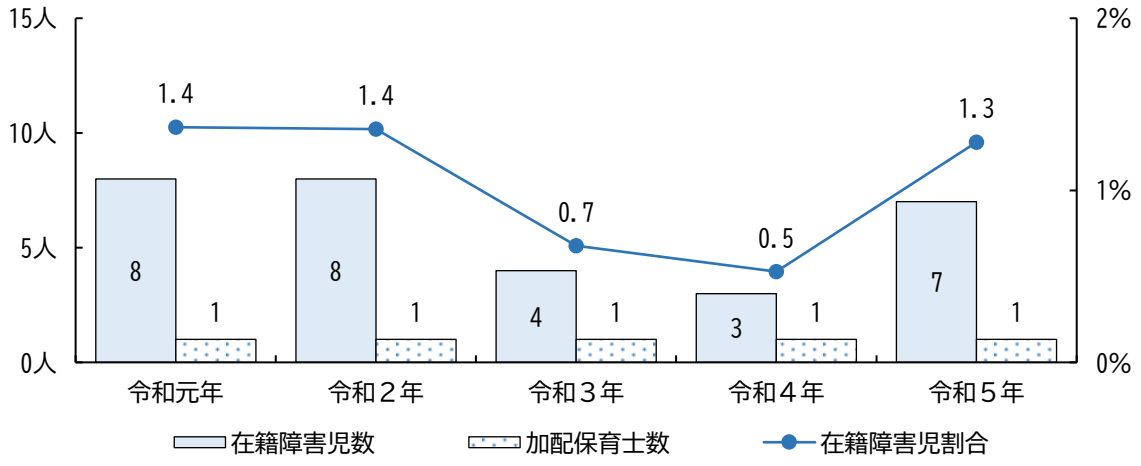

資料：「子育て支援課資料（各年４月１日時点）」

認定こども園における在籍障害児数は、保育園とは逆の傾向がみられ、令和４年まで減少傾向にありましたが、令和５年に増加に転じました。在籍障害児割合も、同様の傾向がみられます。加配保育士数は、１人で推移しています。

⑲ 特別支援学校在籍者数

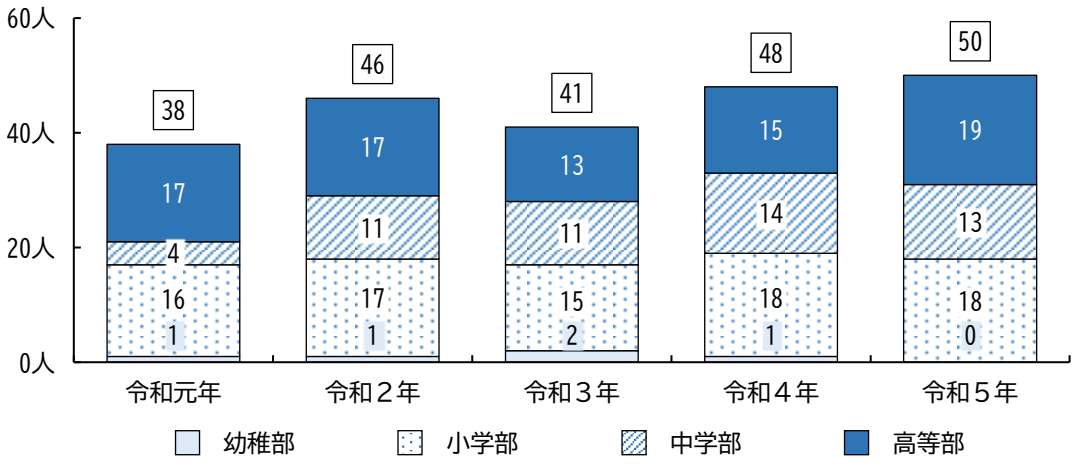

資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年５月１日時点）」

特別支援学校在籍者数は、年によって増減するものの、45 人前後で推移することが多くなっています。「幼稚部」、「小学部」、「高等部」は安定した人数である一方で、「中学部」は令和２年に前年の３倍近くにまで増加してからはその水準を保っています。

⑳ 小学校における特別支援学級児童数等

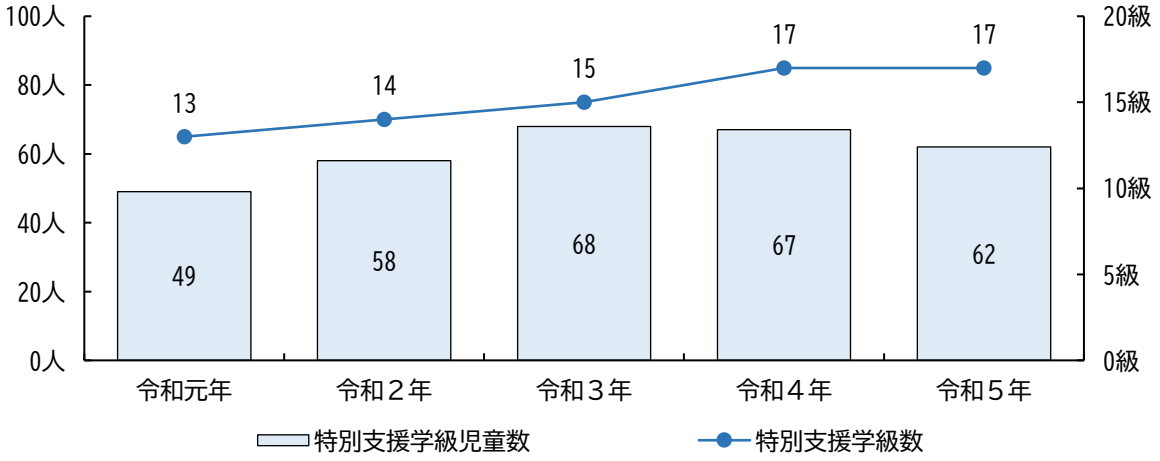

資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年５月１日時点）」

小学校における特別支援学級児童数は、令和３年まで増加傾向にありましたが、その後は減少傾向に転じています。特別支援学級数は、令和４年まで増加傾向にありましたが、その後は横ばいとなっています。

㉑ 障がい種別小学校における特別支援学級児童数

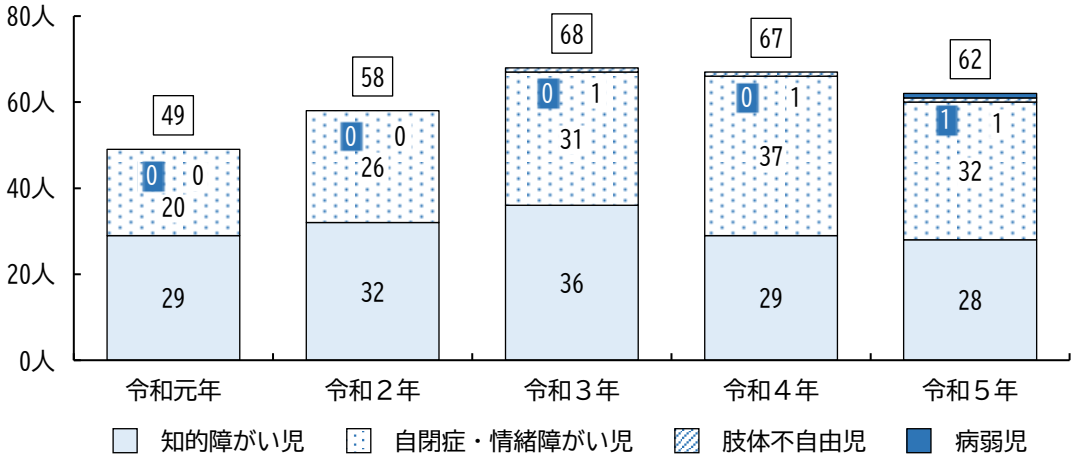

資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年５月１日時点）」

小学校における特別支援学級児童数を障がい種別にみると、大半が「知的障がい児」、「自閉症・情緒障がい児」を占めていることがわかります。令和３年までは「知的障がい児」が「自閉症・情緒障がい児」より多かったものの、令和４年以降は逆転しています。

㉒ 中学校における特別支援学級生徒数等

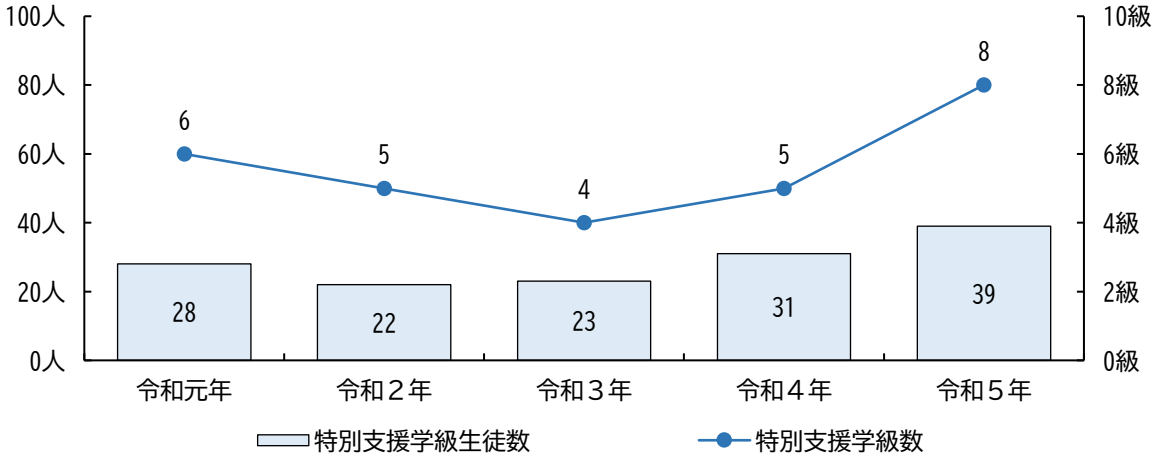

資料：「教育委員会（中央市・山梨県）資料（各年５月１日時点）」

中学校における特別支援学級生徒数は、令和２年まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向に転じています。特別支援学級数は、令和３年まで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向に転じています。

２　アンケート調査からみた障がいがある人の現状

≪調査の方法≫

対 象 者：【　一般市民対象調査　】中央市内に居住する 18 歳以上の男女
【障害者手帳所持者対象調査】中央市内に居住する障害者手帳所持者

調査方法：【　一般市民対象調査　】郵送配布・郵送回収（はがきでの督促 1 回）
【障害者手帳所持者対象調査】郵送配布・郵送回収（はがきでの督促 1 回）

調査期間：【　一般市民対象調査　】令和４年 10 月 20 日～令和４年 11 月 30 日
【障害者手帳所持者対象調査】令和４年 10 月 20 日～令和４年 12 月 14 日

≪回収状況≫

調査種類	対象者数	有効回収数	有効回収率
一般市民対象調査	999 人	504 票	50.5%
障害者手帳所持者対象調査	1,381 人	860 票	62.3%

≪調査の結果を読む際の注意点≫

- 回答は、各質問の回答者数（ｎ）を基数とした百分率（%）で示しています。
- 百分率は小数点以下第２位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が 100%にならないことがあります。
- １つの質問に２つ以上答えられる“複数回答可”の場合は、回答比率の合計が 100%を超える場合があります。
- 問や選択肢が長い場合、スペースの関係上、省略して表記していることがあります。

≪回答者の属性≫

性別　（一般市民対象調査）

調査数	男性	女性	その他	回答したくない	無回答
504	40.9%	57.9%	0.2%	0.2%	0.8%

年齢　（一般市民対象調査）

調査数	18～39 歳	40～59 歳	60 歳以上	無回答
504	19.0%	35.5%	43.8%	1.6%

性別　（障害者手帳所持者対象調査）

調査数	男性	女性	その他	回答したくない	無回答
860	54.4%	44.7%	0.0%	0.1%	0.8%

年齢　（障害者手帳所持者対象調査）

調査数	17 歳以下	18～64 歳	65 歳以上	無回答
860	5.5%	33.7%	59.2%	1.6%

（１）一般市民対象調査

① 身近に障がいがある人がいる（いた）経験の有無

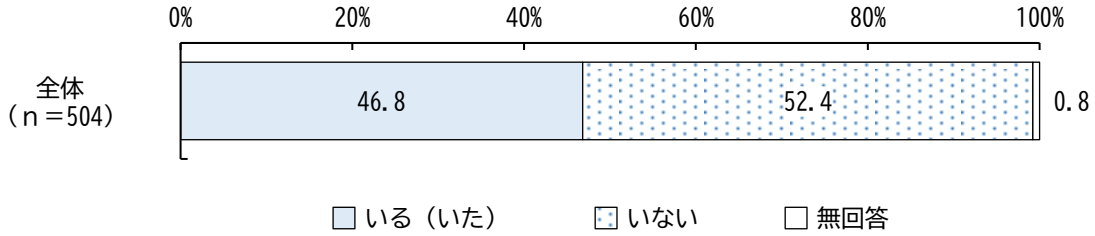

「いる（いた）」が 46.8%、「いない」が 52.4%となっています。

「いる（いた）」と回答した人のみ

② 身近に障がいがある人がいる（いた）場合の具体的な状況（複数回答可）

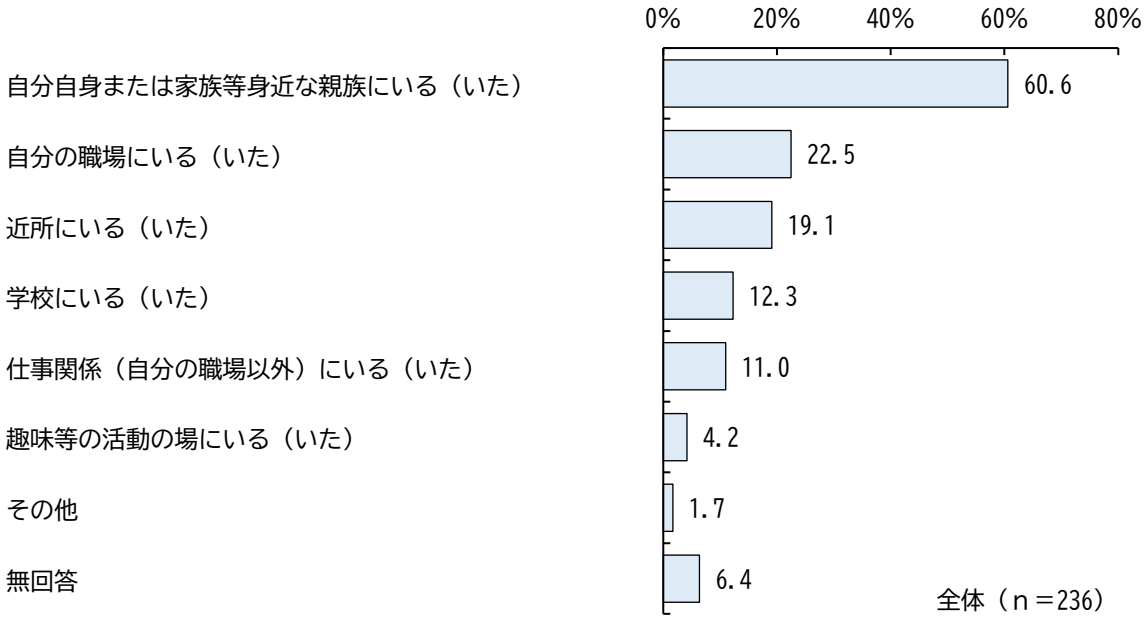

「自分自身または家族等身近な親族にいる（いた）」が 60.6%と最も多く、次いで「自分の職場にいる（いた）」が 22.5%、「近所にいる（いた）」が 19.1%などとなっています。

③ 障がいがある人への福祉について関心の有無

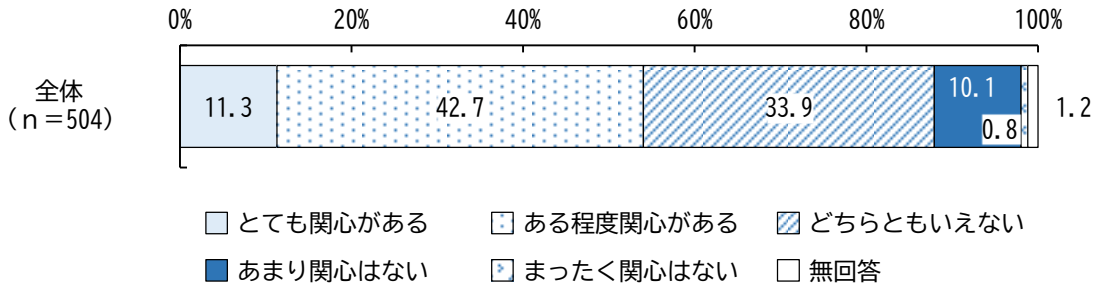

「ある程度関心がある」が 42.7%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が 33.9%、「とても関心がある」が 11.3%などとなっています。また、『関心がある』（とても関心がある＋ある程度関心がある）は 54.0%、『関心はない』（まったく関心はない＋あまり関心はない）は 10.9%となっています。

④ 日常生活の中で障がいがある人を手助けした経験の有無（支援サービス内容は除く）

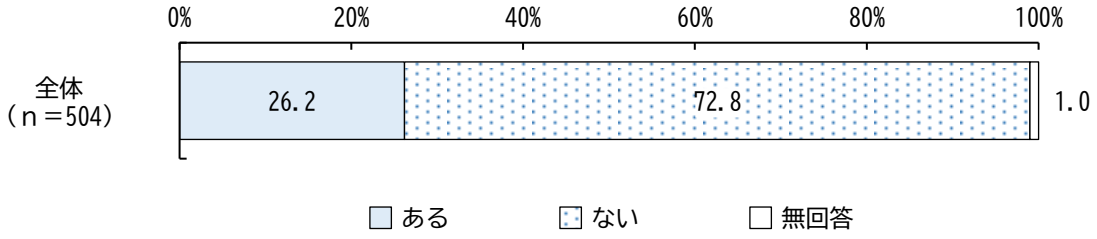

「ある」が 26.2%、「ない」が 72.8%となっています。

⑤ 障がいがある人を対象とするボランティア活動の経験の有無

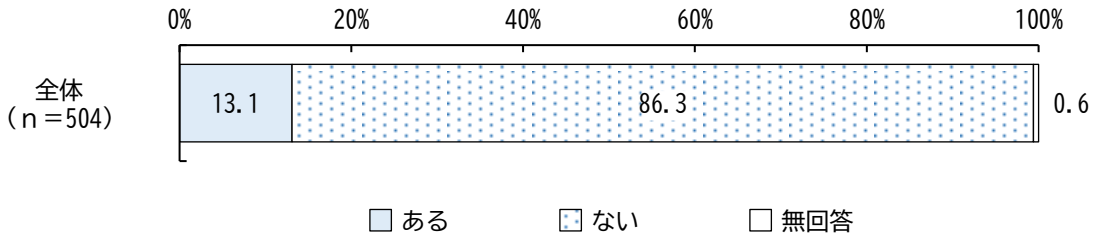

「ある」が 13.1%、「ない」が 86.3%となっています。

⑥ 障がいがある人が就労する時に課題になっていると思うこと（複数回答可）

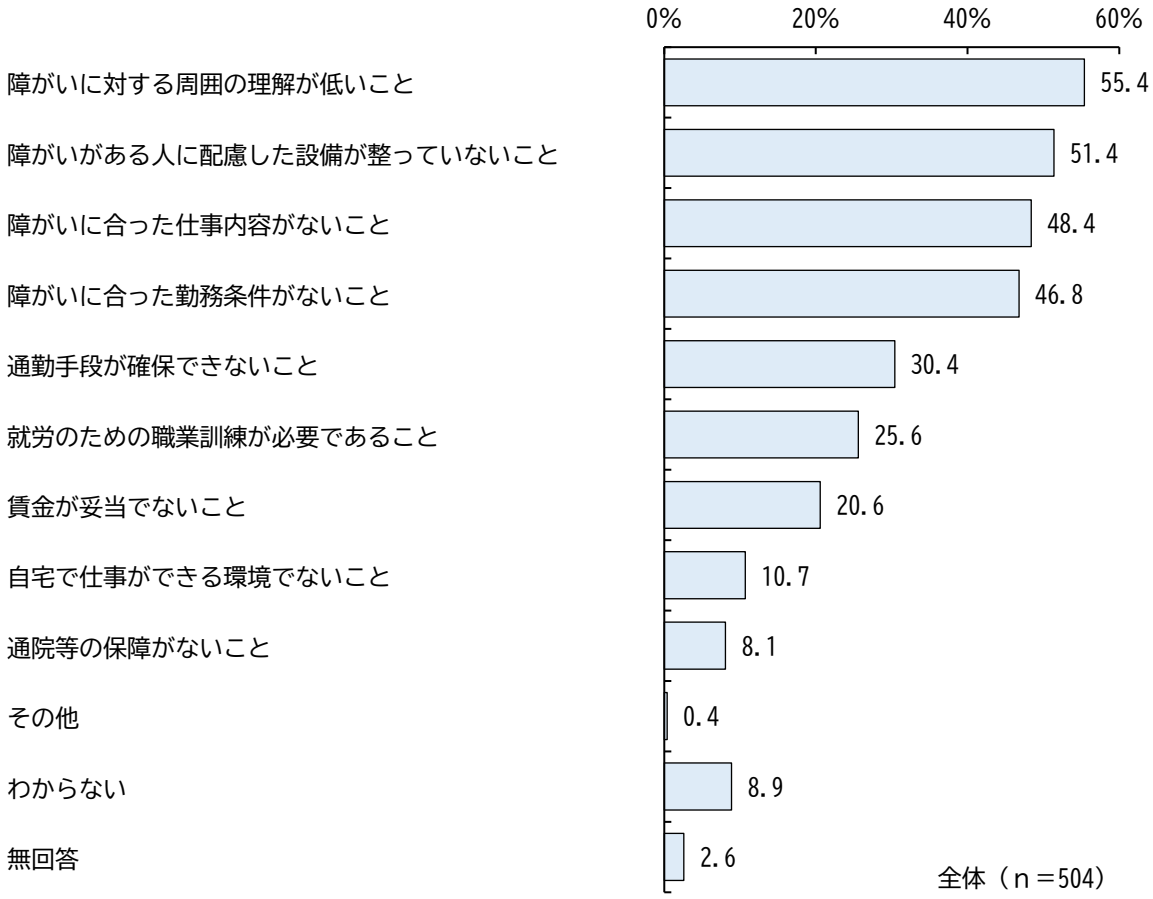

「障がいに対する周囲の理解が低いこと」が 55.4%と最も多く、次いで「障がいがある人に配慮した設備が整っていないこと」が 51.4%、「障がいに合った仕事内容がないこと」が 48.4%などとなっています。

⑦ 障がいがある子どもの教育に必要だと思うこと（複数回答可）

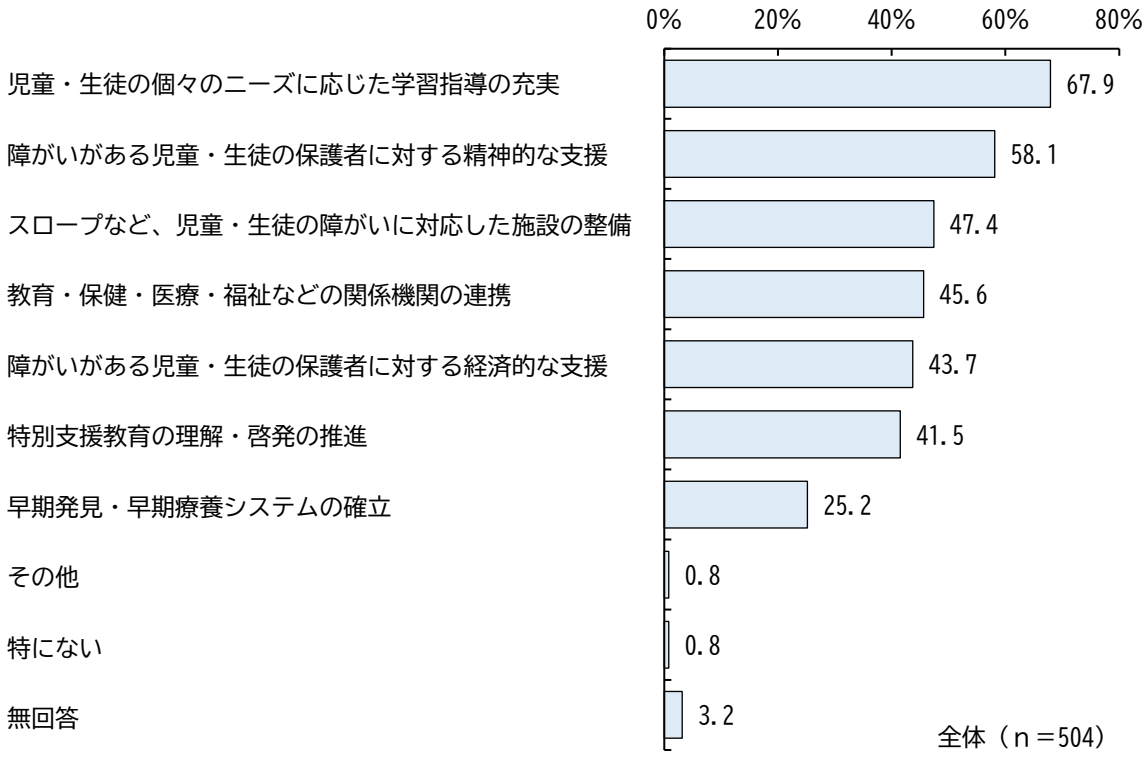

「児童・生徒の個々のニーズに応じた学習指導の充実」が 67.9%と最も多く、次いで「障がいがある児童・生徒の保護者に対する精神的な支援」が 58.1%、「スロープなど、児童・生徒の障がいに対応した施設の整備」が 47.4%などとなっています。

⑧ 「共生社会」という考え方の認知状況

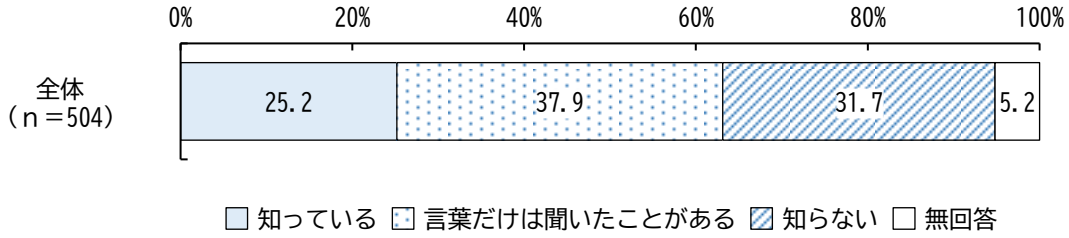

「言葉だけは聞いたことがある」が 37.9%と最も多く、次いで「知らない」が 31.7%、「知っている」が 25.2%となっています。また、『言葉は知っている』（知っている＋言葉だけは聞いたことがある）は、63.1%となっています。

⑨ 中央市が障がいがある人にとって暮らしやすいまちになるために必要だと思うこと（複数回答可）

≪上位 15 項目≫

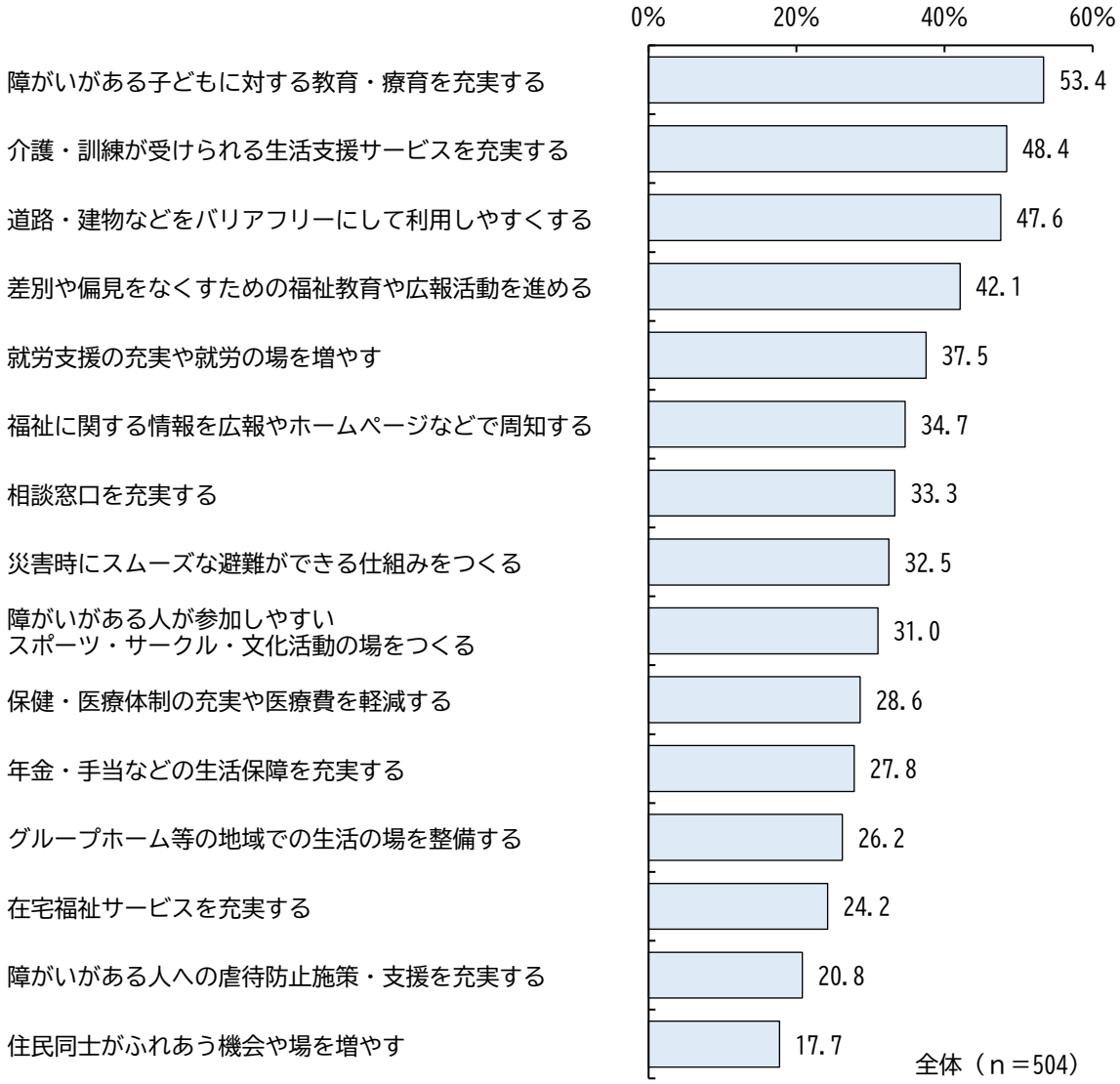

「障がいがある子どもに対する教育・療育を充実する」が 53.4%と最も多く、次いで「介護・訓練が受けられる生活支援サービスを充実する」が 48.4%、「道路・建物などをバリアフリー*にして利用しやすくする」が 47.6%などとなっています。

＊ バリアフリー：すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリア（障壁）を除去すること。

⑩ 災害時に備えて、特に取り組むべきだと思う災害弱者に対する対策（複数回答可）

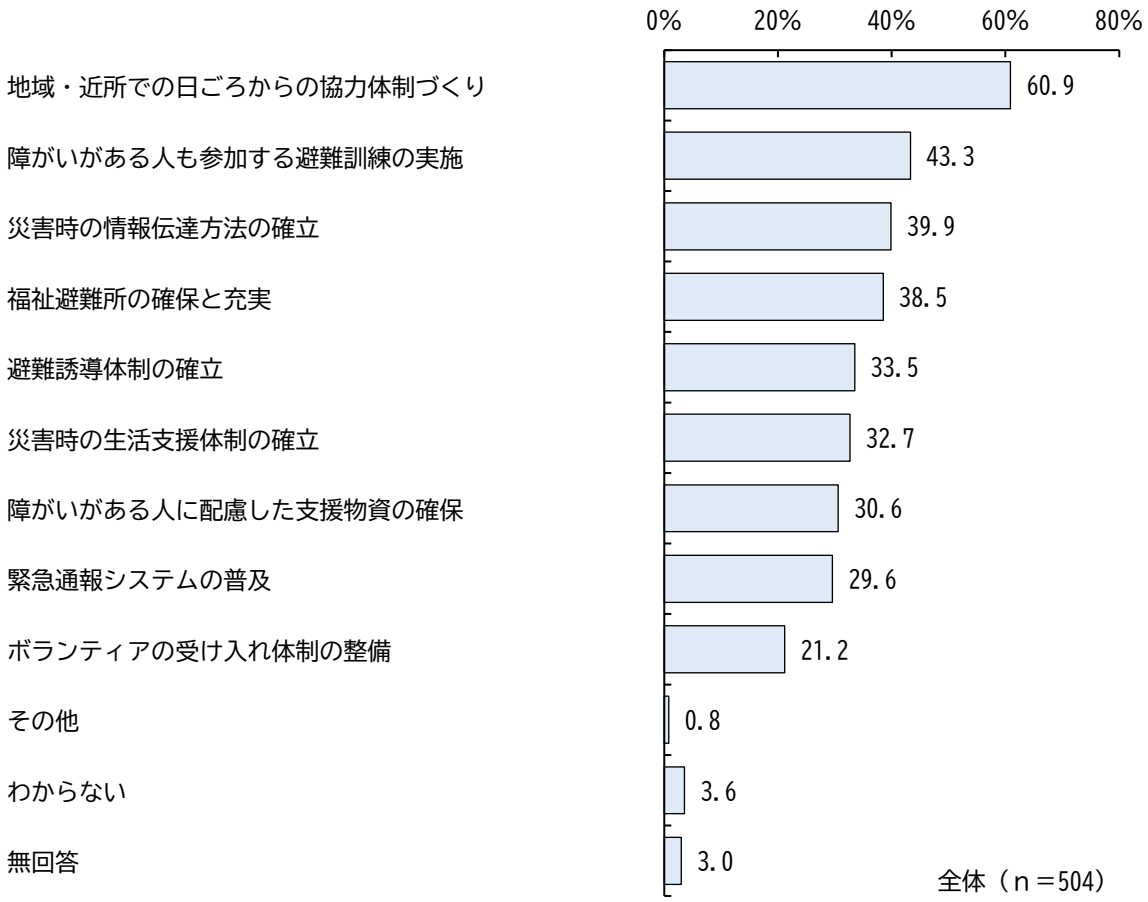

「地域・近所での日ごろからの協力体制づくり」が 60.9％と最も多く、次いで「障がいがある人も参加する避難訓練の実施」が 43.3％、「災害時の情報伝達方法の確立」が 39.9％などとなっています。

⑪ 障がいがある人への市民の理解を深めるために必要だと思うこと（複数回答可）

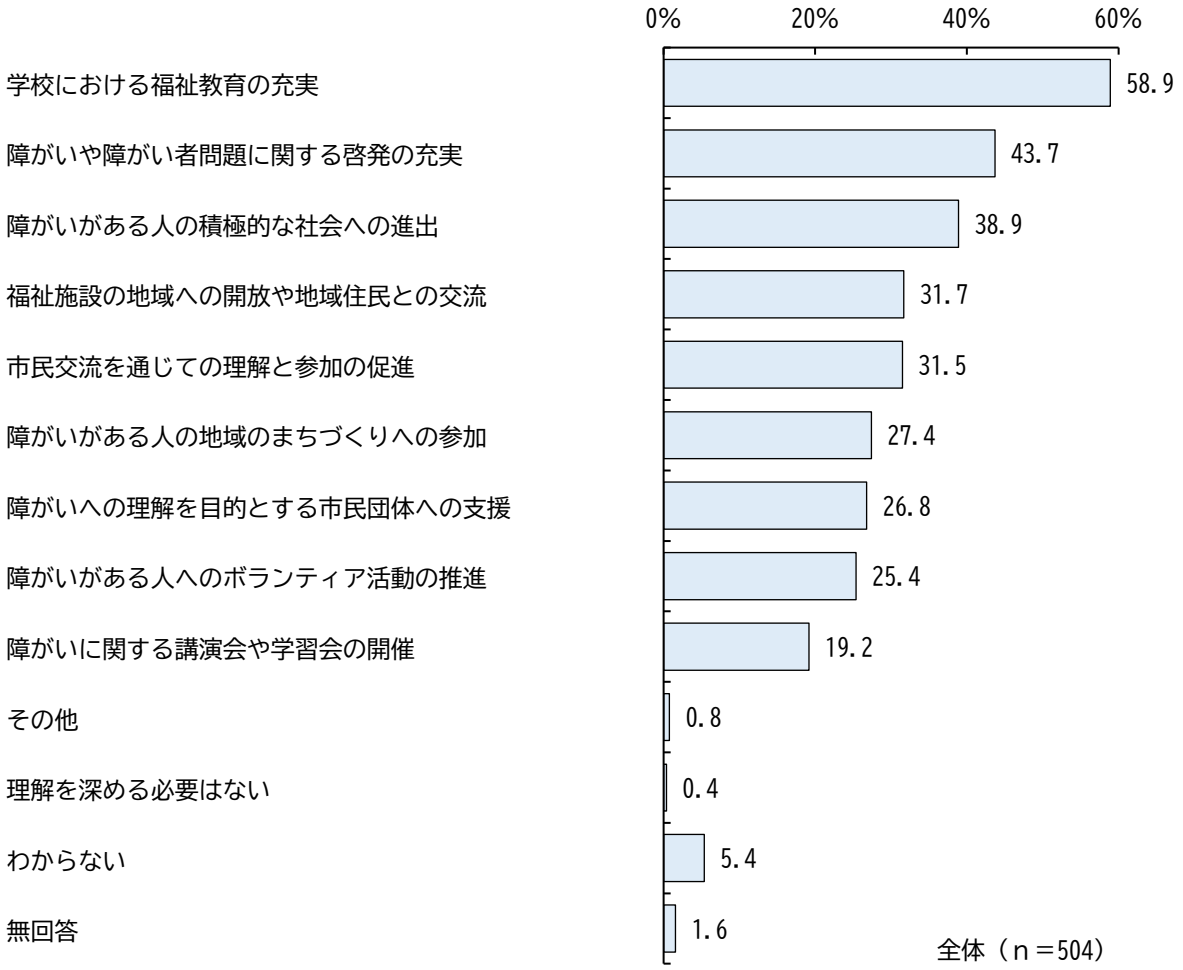

「学校における福祉教育の充実」が 58.9%と最も多く、次いで「障がいや障がい者問題に関する啓発の充実」が 43.7%、「障がいがある人の積極的な社会への進出」が 38.9%などとなっています。

（２）障害者手帳所持者対象調査

※所持している手帳の種類別の結果を掲載しています。

① 対象者の住まい

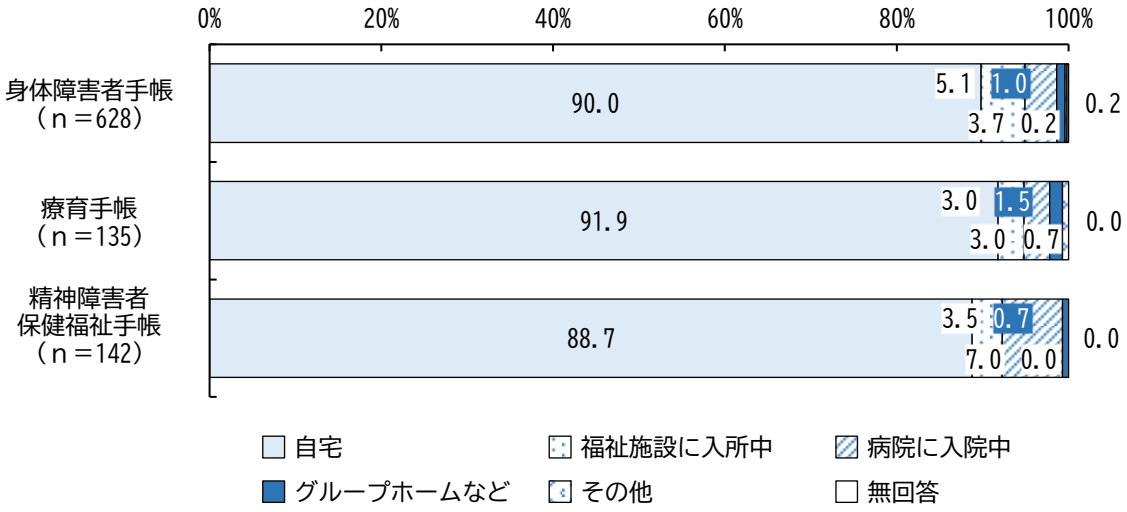

いずれの手帳でも、「自宅」が９割前後で突出して多くなっています。

② 今後暮らしたい住まい

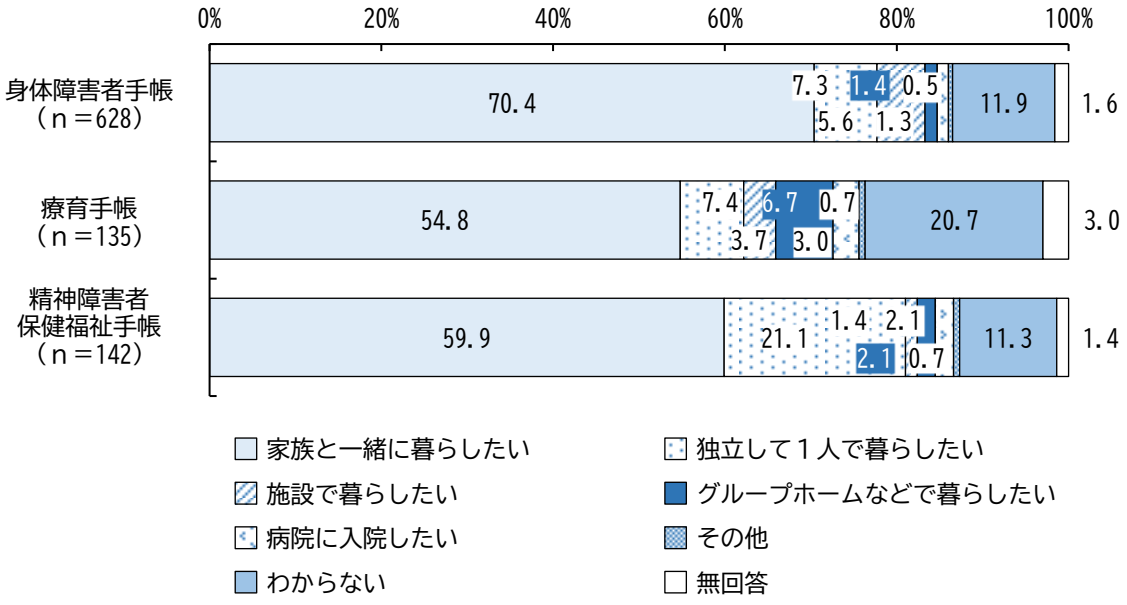

いずれの手帳でも「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっていますが、精神障害者保健福祉手帳では「独立して１人で暮らしたい」が 21.1％と多くなっています。

③ 市民が障がいがある人への理解を深めるために必要だと考えること（複数回答可）

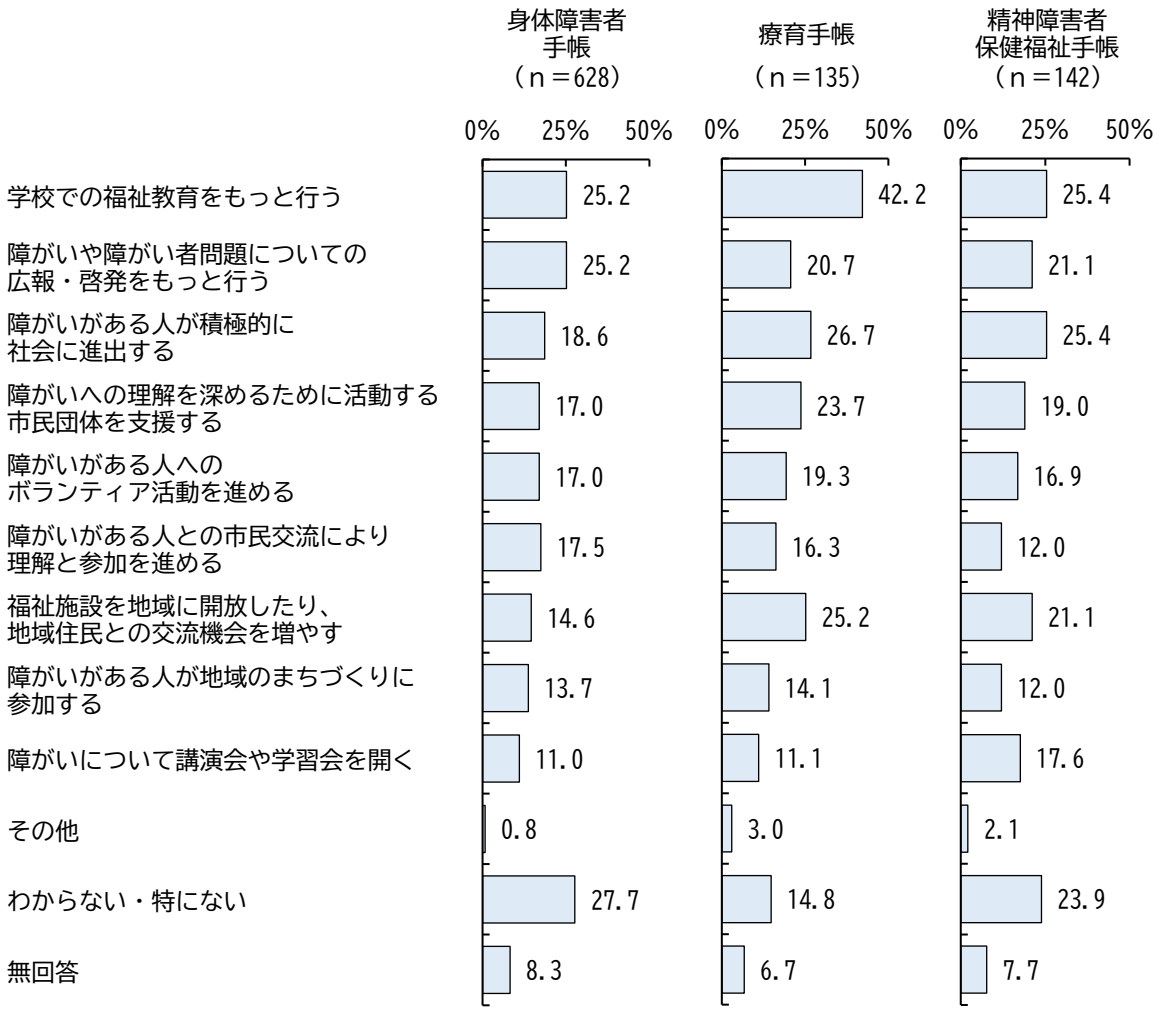

身体障害者手帳では「わからない・特にない」が最も多く、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳では「学校での福祉教育をもっと行う」が最も多くなっています。（精神障害者保健福祉手帳の「障がいがある人が積極的に社会に進出する」も同率）特に、療育手帳では「学校での福祉教育をもっと行う」が多くなっています。

④ 今後充実してほしい情報（複数回答可）

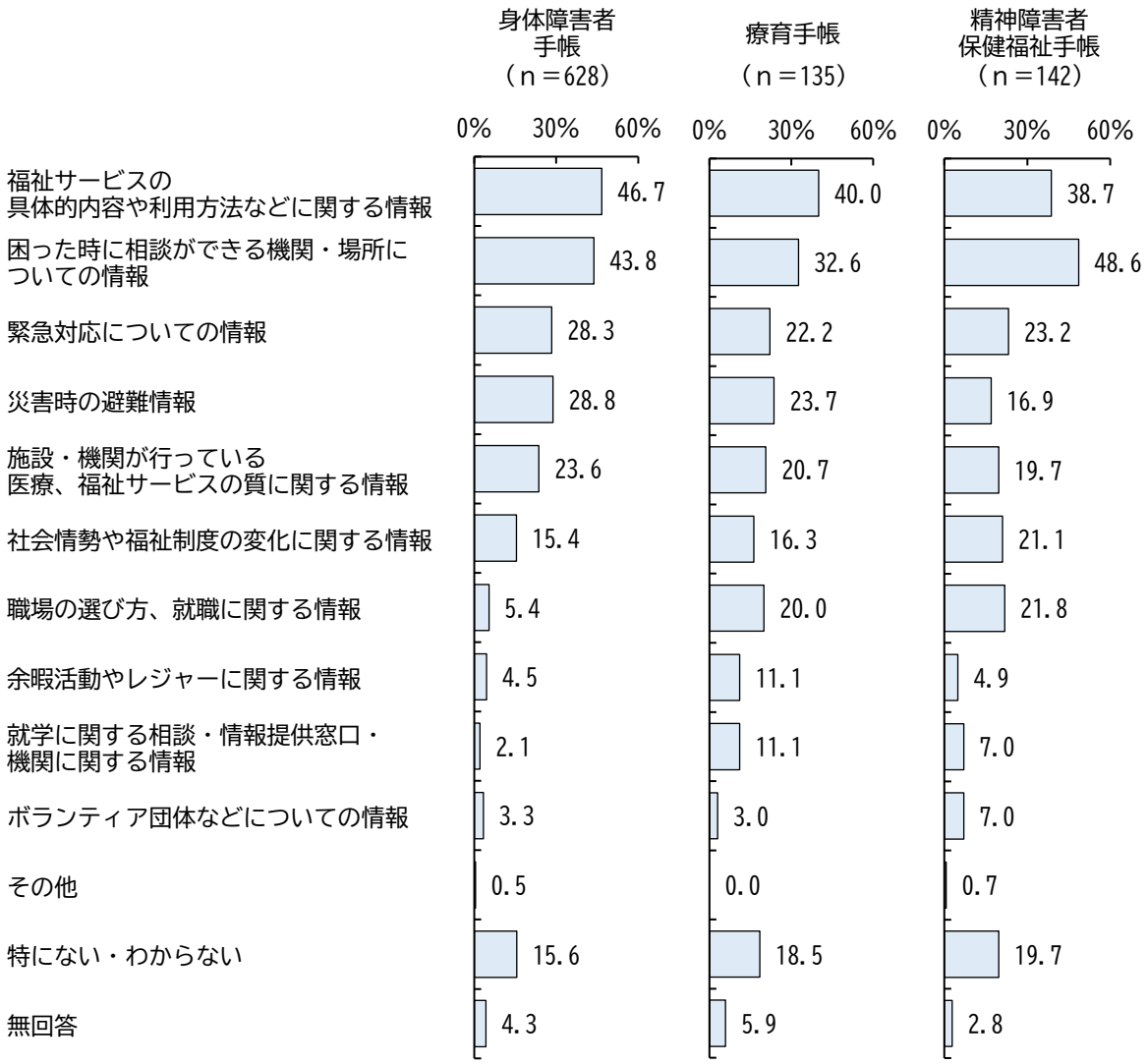

身体障害者手帳・療育手帳では「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳では「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」が最も多くなっています。また、身体障害者手帳では、「職場の選び方、就職に関する情報」が療育手帳や精神障害者保健福祉手帳よりも 15 ポイント程度、少なくなっています。

⑤ 障がいがある人が働きやすくなるために必要だと考える条件や環境整備（複数回答可）

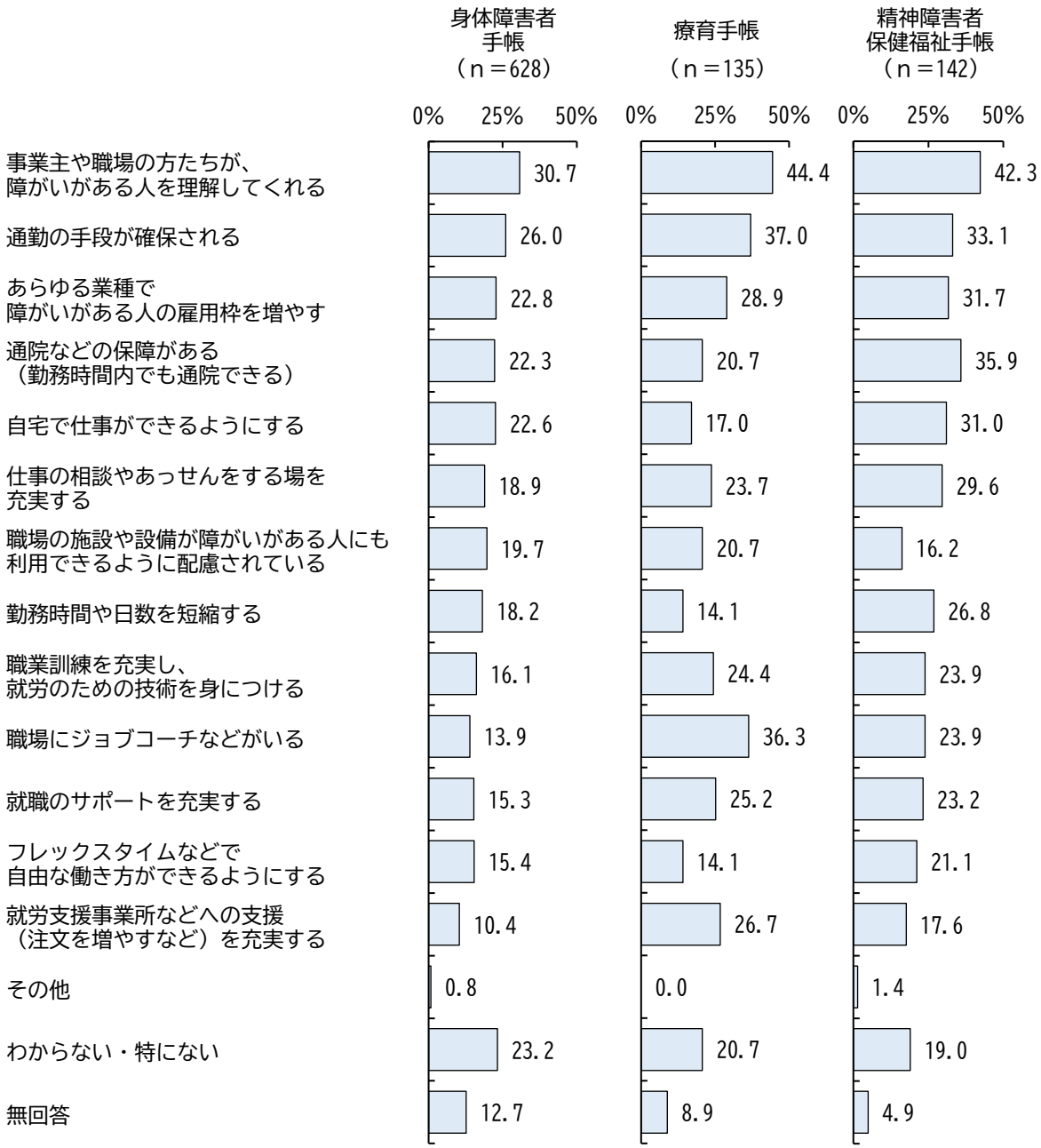

いずれの手帳でも「事業主や職場の方たちが、障がいがある人を理解してくれる」が最も多くなっていますが、療育手帳では「職場にジョブコーチ*などがいる」などが多くなっています。

---

*　ジョブコーチ：障がいがある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法等を助言するとともに、通勤時、就労時等のサポートをする人。

⑥ 地震や台風などの災害が発生した時に不安なこと（複数回答可）

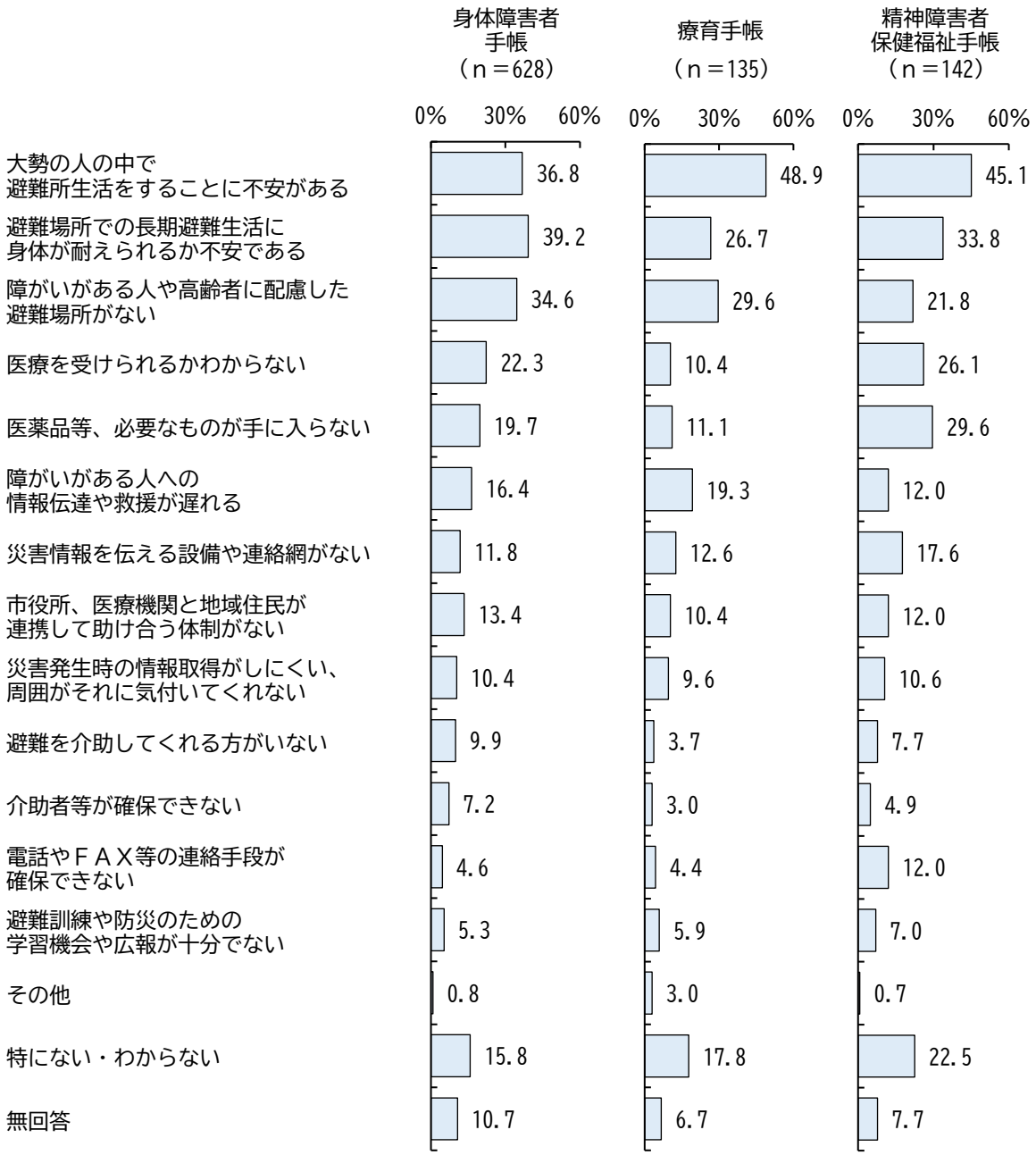

身体障害者手帳では「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」が最も多く、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳では「大勢の人の中で避難所生活をすることに不安がある」が最も多くなっています。また、精神障害者保健福祉手帳では「医薬品等、必要なものが手に入らない」が多くなっています。

⑦ 福祉避難所に必要だと思うこと（複数回答可）

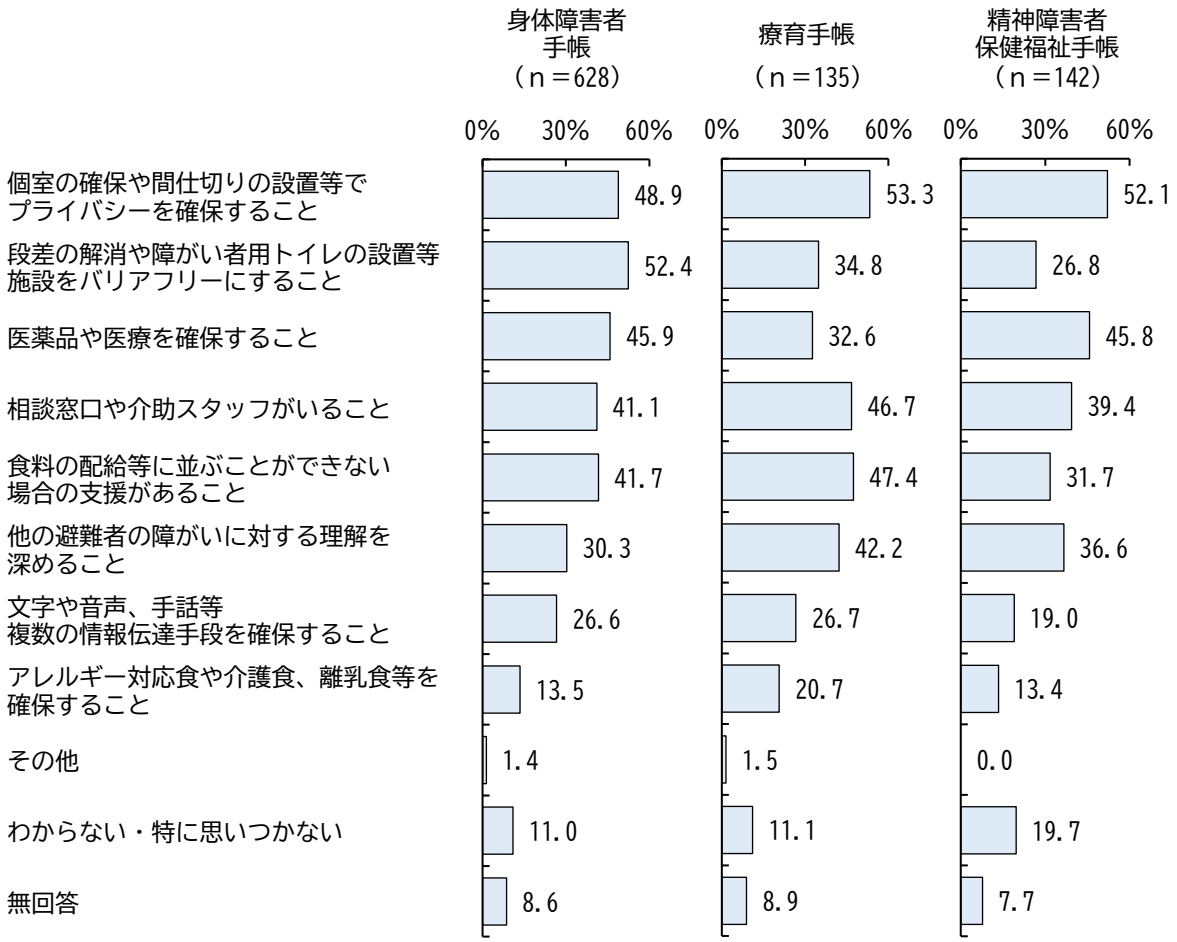

身体障害者手帳では「段差の解消や障がい者用トイレの設置等施設をバリアフリーにすること」が最も多く、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳では「個室の確保や間仕切りの設置等でプライバシーを確保すること」が最も多くなっています。

⑧ 避難行動要支援者登録制度*の認知状況

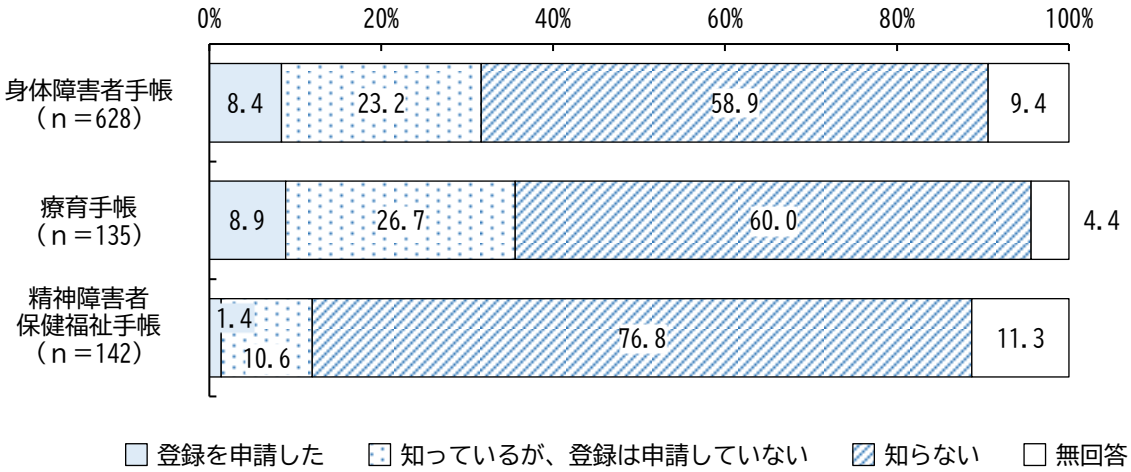

いずれの手帳でも「知らない」が最も多くなっており、特に、精神障害者保健福祉手帳では 76.8％と、４人に３人以上が「知らない」と回答しています。

⑨ 障がいがある人への差別・偏見の有無

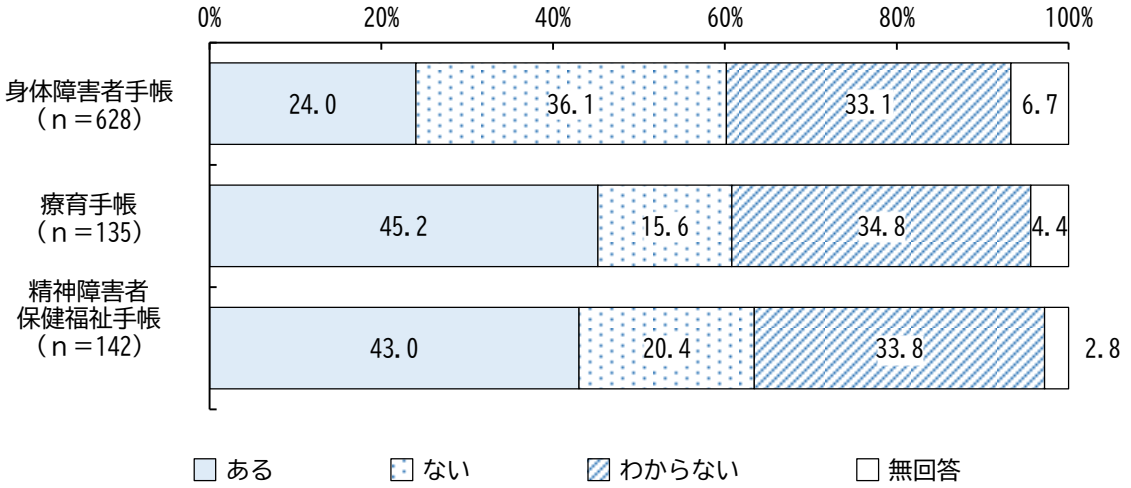

身体障害者手帳では「ない」が 36.1％で最も多くなっていますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳では「ある」がともに４割台で、最も多くなっています。

＊ 避難行動要支援者登録制度：災害時に自力での避難が困難な方をあらかじめ登録し、地域の避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生児童委員など）と情報を共有することにより、日頃から災害時の避難支援に役立てる制度。東日本大震災の教訓から災害対策の強化を図るため、平成25年に改正された災害対策基本法で、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。

⑩ 障がい福祉サービスをより利用しやすくするために今後希望すること（複数回答可）

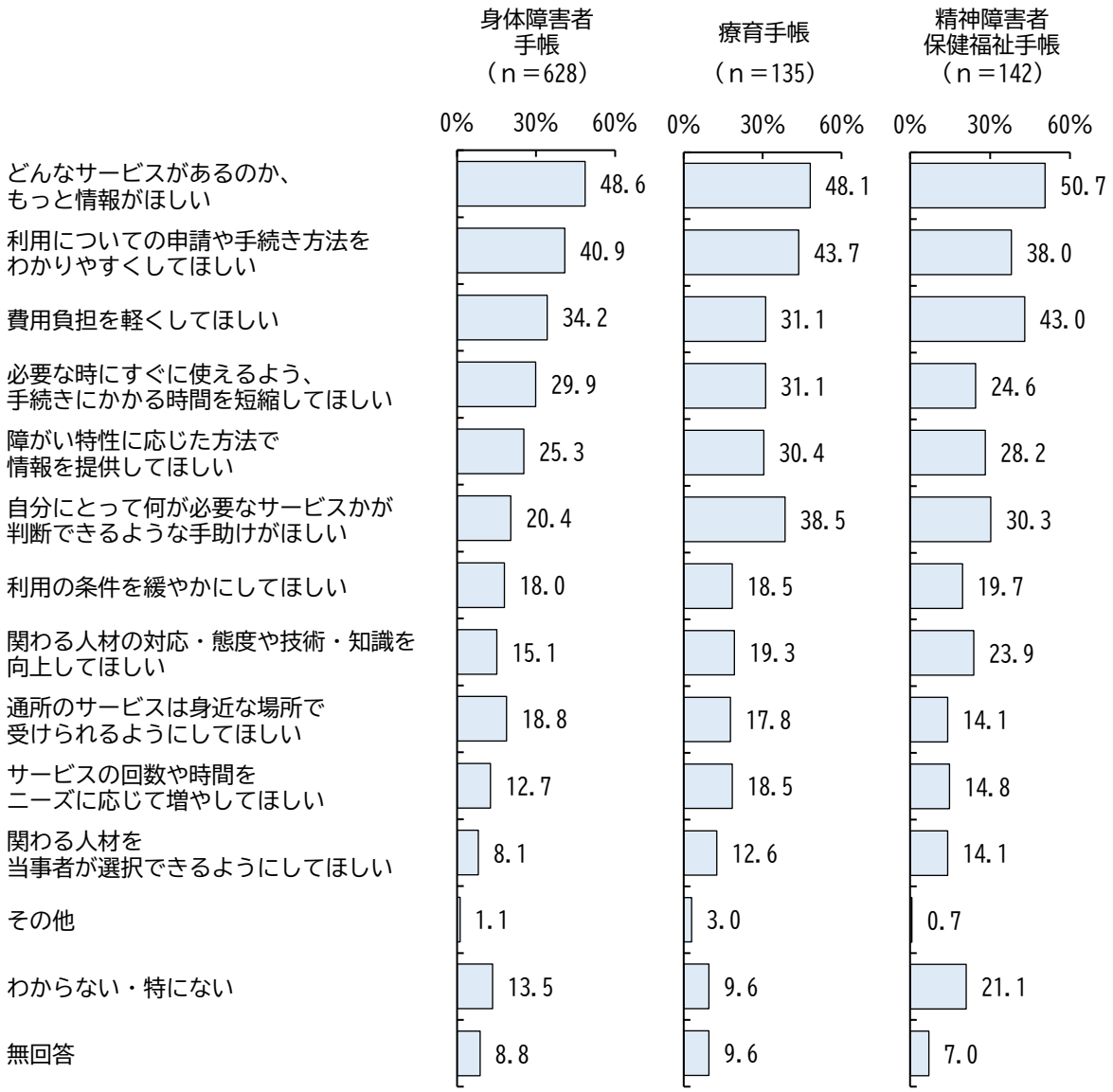

いずれの手帳でも「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」が最も多くなっていますが、療育手帳では「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」が、精神障害者保健福祉手帳では「費用負担を軽くしてほしい」が、それぞれ他の２つの手帳よりも８ポイント以上多くなっています。

⑪ 今後、中央市に力を入れてほしい障がい福祉分野（複数回答可）

≪上位５項目≫

	身体障害者手帳 （ｎ＝628）	療育手帳 （ｎ＝135）	精神障害者保健福祉手帳 （ｎ＝142）
第１位	障がいがある人やその家族が 気軽に相談できる 市役所窓口や公共施設の充実	障がいがある人の 働く場所の確保	年金・手当等の所得保障の充実
	（36.8%）	（42.2%）	（50.7%）
第２位	年金・手当等の所得保障の充実	障がいがある人やその家族が 気軽に相談できる 市役所窓口や公共施設の充実	医療費負担の軽減
	（35.8%）	（36.3%）	（40.1%）
第３位	医療費負担の軽減	年金・手当等の所得保障の充実	障がいがある人の 働く場所の確保
	（33.4%）	（34.1%）	（38.0%）
第４位	ホームヘルプサービス等の 在宅福祉サービスの充実	生活、訓練の場として 必要な福祉施設の整備	障がいがある人やその家族が 気軽に相談できる 市役所窓口や公共施設の充実
	（29.0%）	（28.1%）	（33.8%：同率）
第５位	公共交通機関の充実	障がいがある人に対する 理解を深めるための啓発	公共交通機関の充実
	（26.8%）	（27.4%）	（33.8%：同率）

手帳の種類によって順位は異なりますが、「障がいがある人やその家族が気軽に相談できる市役所窓口や公共施設の充実」、「年金・手当等の所得保障の充実」はいずれの手帳でも上位５位以内に入っています。

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本計画の基本理念は、国の「第５次障害者基本計画」及び本市の上位計画にあたる「中央市 第３次地域福祉計画」の基本理念を踏まえ、**“障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、暮らすことができる共生社会の実現”**として、障がいがある人の自立した地域生活を支援することを目指し、事業を実施します。

基 本 理 念

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現

２　計画の基本目標

基本目標１　ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

（広報・啓発／福祉教育／人権尊重・差別解消・虐待防止／福祉活動）

障がいがある人が地域での生活を継続するとともに、自らの能力を発揮することができる環境を整えるためには、地域における障がいの理解を深めることが最も大切です。そのため、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発や福祉教育に注力するとともに、障がいを理由とする差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進に努めます。

また、障がい者団体やボランティア団体等への支援や地域における交流事業を充実し、障がいがある人が地域とつながり続けられる体制づくりを行います。そして、障がいの有無でその人となりが判断されることなく、ひとりの人としての付き合いを通じて、その人が持つ人格や個性が尊重される地域を目指します。

基本目標２　自分らしさを学び、働き、社会に参加できる環境づくり

（療育・教育／就労支援・経済的自立の支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動）

新しいことへの挑戦や多くの人とのふれあい、趣味活動等は、日々の生活を豊かにします。また、自分が社会の一員であると実感することは社会的自我の獲得につながり、自分らしさをより高めることにもなります。しかし、障がいがある人の中には、障がいがもつ特性上、活動が制限されてしまう方も存在します。このような方も含むすべての方が、社会で多くの経験をすることができる環境づくりを進めます。教育や就労、社会参加の分野で障がいがある人の参加を支援します。できないからと諦めるのではなく、どのような工夫をしたら参加できるかを考え、より多くの障がいがある人が自分らしく活躍できる環境を目指します。

基本目標３　心豊かに住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

（保健・医療／福祉サービス／生活支援）

障がいの中には、疾病が原因となることもあり、それを早期に発見して適切な治療につなげることで、悪化を予防することができるものもあります。そこで、健診や検診等の機会を活用して障がいの原因となり得る疾病の早期発見に努めるとともに、医療体制の確保に取り組みます。

また、障がいがあっても住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、相談支援や経済的支援、外出支援、コミュニケーション支援の充実や情報アクセシビリティ*の向上、暮らしの場の確保等を進めます。このように障がいを理由とする様々な不安・不便の解消に努めることで、障がいがあっても住み慣れた地域での生活を続けることができる仕組みを目指します。

基本目標４　皆が安心・安全で快適に生活できるまちづくり

（生活環境／行政等における配慮／防災・防犯）

日々の生活の基盤を支えているのは、安心・安全が守られた環境です。安心・安全が守られているからこそ、友人と過ごしたり、趣味活動や社会参加をしたりする等、人々は豊かな生活を送ることができます。そのため、移動や操作等に伴う困難さを軽減するためのユニバーサルデザイン*やバリアフリー化を引き続き促進します。

また、災害や犯罪による被害を最小限に抑えて緊急時に必要な支援を行えるように日頃から取り組み、障がいがある人に限らず、すべての人が安心・安全で住みやすいまちを目指します。

---

*　情報アクセシビリティ：パソコンやスマートホンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウエア・ソフトウエアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、障がいがある人や高齢者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

*　ユニバーサルデザイン：障がいがある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

３　施策の体系

基本理念

障がいがある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、
ささえあいの地域の中で、その人らしくいきいきと輝いて、
暮らすことができる共生社会の実現

【基本目標１】ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

（広報・啓発／福祉教育／人権尊重・差別解消・虐待防止／福祉活動）

（１）障がいがある人とない人の相互理解の促進

①障がいに対しての理解を深めるための啓発活動の推進
②子どもの頃からの福祉教育の推進
③地域での福祉教育の推進

（２）差別解消・権利擁護及び虐待防止の推進

①差別の解消
②虐待の防止
③権利擁護の推進

（３）協働体制の整備

①当事者活動の支援と障がいがある人の親への支援
②交流事業の推進
③ボランティア活動の育成と支援

【基本目標２】自分らしさを学び、働き、社会に参加できる環境づくり

（療育・教育／就労支援・経済的自立の支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動）

（１）療育・保育・教育における支援の充実

①早期療育の推進
②障がい児保育の推進
③個々の状況に応じた適切な学習指導の推進
④障がいに応じた適切な療育・教育の充実
⑤就学期における教育の推進
⑥発達障がい児支援の充実

（２）雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

①一般企業への就職に向けた支援
②公共機関での障がい者雇用の推進
③福祉的就労の充実

（３）社会参加への支援の充実

①社会活動、余暇活動に関する情報の提供
②生涯学習・文化活動の推進
③スポーツ・レクリエーション活動の推進
④選挙権の行使に関する支援

【基本目標３】心豊かに住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

（保健・医療／福祉サービス／生活支援）

（１）保健・医療の充実

①ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施　②ライフステージに応じた健診・検診等の実施
③地域医療体制の整備

（２）障がいがある人の自立した生活をささえるサービスの充実

①相談支援における適切なケアマネジメントの推進　②質の高いサービス提供に向けた支援
③経済的支援の充実　④難病患者の在宅福祉サービスの推進
⑤移動手段の確保と移動・外出の支援の充実　⑥コミュニケーション支援の充実

（３）入所者・入院者の地域生活への移行の推進

①情報提供の充実　②相談体制の強化
③広域的な連携による居住の場の整備

【基本目標４】皆が安心・安全で快適に生活できるまちづくり

（生活環境／行政等における配慮／防災・防犯）

（１）ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

①住宅のユニバーサルデザイン化の支援　②公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進
③民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進　④道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

（２）安心・安全の確保

①防犯対策の充実　②緊急・災害時に向けた支援体制の整備
③防災対策の充実

第４章　基本計画

【基本目標Ⅰ】ともに尊重しあい、ささえあいによる地域づくり

（広報・啓発／福祉教育／人権尊重・差別解消・虐待防止／福祉活動）

（Ⅰ）障がいがある人とない人の相互理解の促進

主要施策

① 障がいに対しての理解を深めるための啓発活動の推進

- 様々な障がいへの理解と認識を深めるために、中央市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、広報、 ホームページ、ガイドブックなど多様な媒体で広報･啓発を図ります。【継続】
- 「障害者週間（12 月3日～9日）」などの障がい福祉に関する啓発機会において、障がいがある人たちの社会参加を推進し、障がいについて、理解と認識を深めます。【継続】
- これまで理解が十分でない発達障がい*や精神障がい及び高次脳機能障がいについては、特に知識と理解の普及に努めます。【継続】
- 催しの実施にあたっては、誰もが参加しやすい内容や会場配置について配慮します。【継続】

② 子どもの頃からの福祉教育の推進

- 社会福祉への理解と関心を高めるため、学校教育において車いすでの移動や白杖を使用しての歩行など、実際に体験する授業を通じて、福祉教育の充実を図ります。【継続】
- 小･中学校と特別支援学校との交流に関しては、相互理解を深める教育を推進します。【継続】
- 青少年のボランティア活動を促進するため、ポスターやチラシ等の配布を通じて、小･中学校へ情報提供等の充実を図るとともに、小学校では児童活動の一環として、ボランティア活動を行います。【継続】

③ 地域での福祉教育の推進

- 福祉に関する理解と関心を高めるため、生涯学習として、庁内の複数の課と連携し、講座や学習会などの充実を図ります。【継続】
- 総合会館などの公共施設を利用して障がいがある人と健常者の交流を図るとともに、交流活動に自主的に取り組むグループの育成に努めます。【継続】
- 地区単位で学習会等の集会を行うなど、身近な場での学習会の実施を働きかけます。【継続】

＊　発達障害：平成17年４月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広凡性発達障がい、学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

（２）差別解消・権利擁護*及び虐待防止の推進

主要施策

① 差別の解消

・ 地域の相談窓口として差別地域相談員を推薦し、県の研修会に参加するなど、相談時に適切な対応ができるよう努めるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。【継続】

② 虐待の防止

・ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障がい者相談支援センター*「穂のか」内に設置した障がい者虐待防止センターの機能を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、虐待防止や擁護者に対する支援を行います。【継続】
・ 広報やホームページなど、様々な媒体を通じて、虐待防止に関する通報先や相談体制等についての広報や普及啓発に努めます。【継続】

③ 権利擁護の推進

・ 障がい者相談支援センター「穂のか」や中央市社会福祉協議会と連携し、権利擁護のために、成年後見制度を周知し、必要なケースへの支援に努めます。【継続】
・ 権利擁護に係わる各種相談の充実を図るとともに、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を中心に援助する中央市社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業*を行いつつ、利用者の状況に応じて、後見制度へのスムーズな移行に努めます。【継続】

---

* 権利擁護：自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がいがある人の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

* 障害者相談支援センター：地域の福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関で、障がいがある人のニーズに対応する総合相談や相談支援体制の強化、地域移行・地域定着、権利擁護・虐待防止などあらゆる役割を果たしている。

* 日常生活自立支援事業：認知症高齢者や知的障がいがある人等の自己決定能力が十分でない人が、様々な場面で権利を侵害されたり、不利益を被ったりすることがないよう、権利の擁護や、権利行使に関する相談・援助を行う事業。金銭管理や契約代行等、福祉サービスの利用を支援するための事業として社会福祉協議会によって実施されている。

（３）協働体制の整備

主要施策

① 当事者活動の支援と障がいがある人の親への支援

- 障がいがある人の潜在的なニーズを把握し、市や関連機関に働きかけることが役割として期待される障がい者団体の活性化を支援するとともに、会員の確保のために障がい者団体の周知に努めます。【継続】
- 障がい当事者やその家族及び福祉事業所等の相談や問題解決のため、障がい者相談支援センター「穂のか」の機能の充実を図るとともに、相談員の確保及びスキルアップに努めます。【継続】
- 障がいがある人が他の障がいがある人に対するボランティア活動を促進するため、障がい者団体への支援を継続していきます。【継続】

② 交流事業の推進

- 障がいに対する偏見や差別をなくし、地域支援体制を充実するため、入所施設、地域活動支援センター*等の福祉施設が主体的な取組をしている地域との交流事業を積極的に支援します。【継続】

③ ボランティア活動の育成と支援

- 中央市社会福祉協議会のボランティアセンターを主軸にして障がいがある人や高齢者、子育て支援のボランティア育成や各種グループの専門性を高めていき、定期的にボランティア交流会を開催するなど、ボランティアのネットワークの拡大を図ります。【継続】
- 中央市社会福祉協議会の「ほっと。スマイルサービス」や「ボランティア移動・おでかけサービス」等の中央市住民参加型有償在宅福祉サービス事業の周知を行い、ボランティアの養成に努め、ボランティア活動は難しいことではなく、誰でも取り組められることであると、今後も働きかけていきます。【継続】

＊　地域活動支援センター：創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

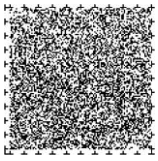

成果目標

<table>
<tr><th colspan="3">成果指標</th><th>現状
（令和４年度）</th><th>目指す方向性
（令和 11 年度）</th></tr>
<tr><td colspan="3">①“共生社会”という考え方を「知っている」と回答した割合
（一般市民）</td><td>25.2%</td><td>増加させる</td></tr>
<tr><td>目指す姿</td><td colspan="4">基本理念に掲げている“共生社会の実現”の土台となる意識を醸成します。</td></tr>
<tr><td>出典・出所</td><td colspan="4">アンケート結果</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">②障がいがある人への差別・偏見が「ある」
と回答した割合</td><td>一　般　市　民</td><td>15.5%</td><td rowspan="4">減少させる</td></tr>
<tr><td>身体障害者手帳所持者</td><td>24.0%</td></tr>
<tr><td>療 育 手 帳 所 持 者</td><td>45.2%</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳所持者</td><td>43.0%</td></tr>
<tr><td>目指す姿</td><td colspan="4">障がいがある人に対する差別・偏見をなくします。</td></tr>
<tr><td>出典・出所</td><td colspan="4">アンケート結果</td></tr>
</table>

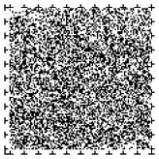

【基本目標２】自分らしさを学び、働き、社会に参加できる環境づくり

（療育・教育／就労支援・経済的自立の支援／社会参加／スポーツ・文化芸術活動）

（１）療育・保育・教育における支援の充実

主要施策

① 早期療育の推進

- 発達が気がかりな児等について、臨床心理士･公認心理士による子育て相談やカウンセリング事業をきめ細かく行っていきます。【継続】
- 保健師が市内の保育園･認定こども園に巡回訪問を行い、発達の気になる児について支援の方向性を共有しあい、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期療育につなげていきます。【継続】
- 乳幼児健康診査のフォロー事業として訪問指導やカウンセリング等の相談事業を実施するとともに、保育園や教育機関等との連携を図り、早期療育の充実に努めます。【継続】
- 発達に課題がある乳幼児や障がいがある子どもを持つ保護者の療育不安解消を目的とし、保健師による支援（電話相談、訪問、面談等）の充実を図ります。【継続】
- 発達障がい支援コーディネーターが小･中学校、保育園等から依頼を受け、保護者、当事者、担任への早期支援を行っていきます。【継続】

② 障がい児保育の推進

- 障がいの状況に関わらず、子どもたちがともに育つ環境づくりを推進するため、障がい者相談支援センター「穂のか」が身近な相談窓口として、保育園・幼稚園・認定こども園との連携を図ります。【継続】
- 発達障がい支援コーディネーターによる定期的な研修や事例検討を実施するとともに、外部の研修への積極的な参加により、障がい児保育の理解を促進します。【継続】

③ 個々の状況に応じた適切な学習指導の推進

- 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行えるよう、研修会を開催し、指導力の向上に努めます。【継続】
- 就学前児童について、教育指導監が保育園・幼稚園を訪問し就学前の児童観察を行い、気になる児童については、子育て支援課・健康増進課・福祉課・保育園・保護者と連携を図りながら対応していきます。【継続】
- 発達障がい、不登校・不適応、精神神経疾患、非行、いじめ、養護問題等、子どもたち一人ひとりの状況に応じた対応ができるよう、小・中学校及び家庭相互の連携の強化に努めます。【継続】

④ 障がいに応じた適切な療育・教育の充実

- 障がい児の療育・教育条件を整備するため、総合教育センター、病院、スクールカウンセラー、放課後等デイサービス、児童相談所、児童療育施設等と連携し、一人ひとりの特性に応じた教育機会の充実を図ります。【継続】
- 学校施設長寿命化など大規模改修工事の際は、予算に応じて施設のユニバーサルデザイン化を図ります。また、就学児童・生徒の障がいの程度に応じて、障がいに配慮した改修を進めます。【継続】
- 保護者からの就学相談が増え、特別支援学級への入級児童・生徒が増加傾向の中で、一人ひとりの障がいに応じた教育を推進できるよう、就学相談の充実を図ります。【継続】

⑤ 就学期における教育の推進

- 特別支援学級と交流学級との共同学習により、共に活動することでお互いを尊重しあう大切さを学び、相互理解が深まるよう努めます。【継続】
- 特別支援学校と小･中学校との交流を行い、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育み、互いに支えあう意識の醸成を目指します。【新規】
- 保育園・認定こども園、発達障がい支援コーディネーター、保健師、子育て支援課、福祉課、学校と連携し、様々な悩みや課題を抱える障がい児とその保護者を対象とした相談事業の充実を図ります。【継続】

⑥ 発達障がい児支援の充実

- 保育・教育・福祉・医療をはじめとする関係機関との連携を強化し、ネットワークを構築して、学習障がい（ＬＤ）や注意欠陥／多動性障がい（ＡＤＨＤ）などの発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるような体制づくりに努めます。【拡充】
- 小･中学校において、特別支援学級への入級を必要とする子どもが増えていることを鑑み、中央市特別支援教育専門相談員による検査体制の充実を図ります。【継続】
- 発達障害児(者)等生活支援事業や子ども健康支援事業等により、発達障がい支援コーディネーター、保健師、教育指導監などが保育園・認定こども園を訪問し、発達が気になる児の早期発見や関係機関との連携を図ります。【継続】

（２）雇用・就労及び経済的自立への支援の充実

主要施策

① 一般企業への就職に向けた支援

- 国、県や特別支援学校等の関係機関と連携して、障がいがある人の社会的自立と社会参加を促進していくために、市内の事業所等へ一般就労ができるように事業所への雇用の拡大を要請していくとともに、各種助成制度等の周知を図るなど、啓発活動を継続的に推進します。【継続】
- 地域自立支援協議会*を活用して、甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）、山梨障害者職業センター、障がい者相談支援センター「穂のか」、就労支援事業所等関係機関との連携を図り、障がいがある人が必要なときに適切な就労支援が受けられるようにするとともに、企業等への普及啓発活動や職場開拓を行います。【継続】
- 甲府公共職業安定所（ハローワーク甲府）等と連携し、一般就労をしている障がいがある人への差別の禁止や、合理的配慮の提供義務など、働きやすい環境づくりのための制度の普及啓発を図ります。【拡充】

② 公共機関での障がい者雇用の推進

- 市役所等の公共機関において、障がいがある人の雇用を促進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。【継続】

③ 福祉的就労*の充実

- 障がいの状況に応じた福祉的就労の場を確保することは重要であるため、特別支援学校卒業生の状況等、今後の動向を踏まえ、福祉的就労の場の計画的な整備充実を図ります。【継続】
- 多様で良質なサービス提供体制の整備促進のため、今後も障がい者福祉事業に関心がある人に対して情報提供、申請手続きの支援を行うことで、福祉的就労事業の充実を図ります。【継続】
- 「中央市障害者就労施設等からの物品調達方針」に基づき、優先調達物品等の状況等を調査し、その結果を庁内にフィードバックし、市の予算編成時に、障害者就労施設等から優先的・積極的に物品やサービスを購入するように各課等に周知し、積極的な優先調達の推進を図ります。また、市内の民間事業所に対して、就労支援施設等への委託に関する情報提供と啓発を行います。【継続】

---

*　地域自立支援協議会：相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置するもの。主な機能として、関係機関の連携・ネットワーク化、相談支援事業者の委託の検討、社会資源の開発などが挙げられる。障害者自立支援法にともなって制度化された。

*　福祉的就労：一般企業等での就労が困難な障がいがある人が、就労移行支援サービスや就労継続支援サービス（Ａ型・Ｂ型）に通所し、職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

（３）社会参加への支援の充実

主要施策

① 社会活動、余暇活動に関する情報の提供

・ 多様な社会活動を支援するため、障がいがある人の参加が可能なスポーツ、文化サークル、各種イベント等の情報を、中央市社会福祉協議会及び様々な媒体を通じて提供していきます。また、市内の公共施設、飲食店、宿泊施設等のユニバーサルデザイン化の状況など必要な情報を可能な範囲で集約し、その提供に努めます。【継続】

② 生涯学習・文化活動の推進

・ 障がいがある人が健常者とともに生涯学習活動に取り組めるよう、各種の学級・講座等に関する情報提供、相談体制、受け入れ体制の充実に努めます。意思疎通に配慮の必要な方には、意思疎通派遣事業の利用により、手話通訳者・要約筆記者・意思疎通支援者を派遣し、参加しやすい環境づくりに努めます。【継続】
・ 山梨県障害者福祉協会が主催する「山梨県障害者文化展」など、障がいがある人の制作作品の発表機会に関する情報提供を積極的に行います。【拡充】

③ スポーツ・レクリエーション活動の推進

・ スポーツ活動の振興を図るため、障がい者スポーツ大会への参加を支援します。県主催の障がい者スポーツ大会では参加申し込みから、実施における連絡までの支援を行い、参加しやすい環境づくりに努めます。【拡充】
・ レクリエーション活動への障がいがある人の参加を促進するため、行政と障がい者相談支援センター「穂のか」で情報提供、相談体制の充実に努めます。【継続】
・ 障がいがある人が利用しやすいよう、公共の文化施設やスポーツ施設のバリアフリー化に努めます。【継続】

④ 選挙権の行使に関する支援

・ 郵便等による不在者投票制度の周知、投票所のバリアフリー化など投票のための必要な整備を継続して行います。【継続】

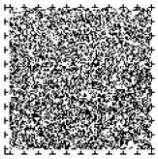

成果目標

成果指標			現状（令和４年度）	目指す方向性（令和 11 年度）
①障害者優先調達法に基づく障害者就労施設等からの物品等調達実績			52 万円	増加させる
目指す姿	障害者就労施設で就労する障がいがある人の自立促進を支援します。			
出典・出所	実績（福祉課）			
②山梨県 障がい者スポーツ大会 ／ 山梨県 障害者文化展への参加者数		障がい者スポーツ大会	３人	増加させる
		障害者文化展	５人	
目指す姿	障がいがある人が、スポーツや文化活動への参加を通して社会参加を促進し、地域社会において生きがいのある生活を送れるようにします。			
出典・出所	実績（福祉課）			

【基本目標３】心豊かに住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

（保健・医療／福祉サービス／生活支援）

（１）保健・医療の充実

主要施策

① ライフステージに応じた健康教育・健康相談等の実施

- 乳幼児健診やすこやか相談、子育て相談などの事業を通して、乳幼児の障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、健康情報を提供するとともに、健康教育を推進します。【継続】
- ハイリスク妊婦等を対象に、マイ保健師が中心となり、個別サポートプランを立案し、妊娠中から出産にかけて予想される疾病等の予防と早期発見・早期治療を行うため、訪問指導、電話相談、母親学級での面接等を充実し、支援の強化を図ります。【継続】
- 新生児・乳幼児の順調な発育・発達を促し、疾病等を予防するための育児指導や早期発見のための新生児・乳幼児訪問指導の充実を図ります。【継続】
- 令和６年度に設置される子ども家庭センターが主体となって、すべての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な取組を推進します。【新規】
- 精神疾患の早期発見・早期治療を図るため、総合健診においてストレスチェックを行い、必要に応じて、医療機関への受診を促すなど、精神保健福祉に関する相談及び支援を推進します。【継続】
- 在宅難病患者とその家族に対する訪問による相談を充実し、必要に応じて、中北保健所や福祉課、長寿推進課等の関係課、関係機関等と調整を図ります。【継続】

② ライフステージに応じた健診・検診等の実施

- 母子健康手帳の交付時に、妊婦一般健康診査票の利用を勧め、妊婦の健康管理を行うことで、安心して出産できるよう支援します。【継続】
- 個別による乳児一般健康診査（１か月と 10 か月時点）と、集団による市の乳児健康診査（４か月、７か月、12 か月時点）を行い、乳児の健康管理及び障がいの原因となる疾病等の早期発見に努めます。【継続】
- 健診時に先天性の障がいや疾病等が疑われた乳幼児を対象に、精密検査等の受診を奨励するとともに、訪問・面接等を行い、個別指導の充実を図ります。また、未受診の場合においては、受診勧奨を行い、個々に応じた支援に努めます。【継続】
- 障がい発生原因のひとつであるがんの早期発見・早期治療を目的に、各種がん検診を推進します。【継続】
- 健診に対する意識の高揚と、生活習慣病の早期発見を目的とし、若年層も対象にした健康診査を推進します。土曜・日曜の実施や完全予約制により、より受診しやすい環境づくりに努めます。【継続】

③ 地域医療体制の整備

- 障がいがある人も地域で安心して暮らせるよう、休日や夜間の救急医療体制の周知に努めるとともに、専門病院と地域のかかりつけ医との病診連携システムの構築に努めます。【継続】

（２）障がいがある人の自立した生活をささえるサービスの充実

主要施策

① 相談支援における適切なケアマネジメント*の推進

- 相談から福祉サービス等の適切な支援まで、申請、手続き等が相談者の大きな負担とならないよう、行政、障がい者相談支援センター「穂のか」の役割を明確にするとともに、関係課とも連携しながら、一般的な相談から福祉サービスの利用等の各種相談に関して円滑に対応します。【継続】
- 障がいがある人の総合的・継続的なケアが適切かつ円滑に行えるよう、障がい者相談支援センター「穂のか」において、専門的な知識を有する相談支援員による医療・保健・福祉等関係機関と連携した支援を行うとともに、地域の相談支援事業等への助言やサポート等により相談体制の充実を図ります。【継続】
- 計画相談支援事業者登録への働きかけを継続して行い、安定した計画相談支援事業の提供に努めます。【継続】

② 質の高いサービス提供に向けた支援

- 障がいがある人の地域における生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具など自立支援給付の充実に努めます。また、地域生活支援事業、障害児通所支援の継続的な提供を実施するとともに、十分な供給体制の確保に努めます。【継続】
- 関係機関と連携して、相談支援専門員、社会福祉士、臨床心理士、保健師など、福祉サービスを支える専門職の人材の育成･確保に努めるとともに、障がい者相談支援センター「穂のか」とともに、事業所等の職員のスキルアップを図ります。【継続】
- 障がいがある人が福祉サービスを十分に理解し、サービスを有効に活用できるよう、ガイドブック、広報やホームページ等の様々な媒体を通じて、障がい福祉制度の周知を図ります。【継続】

③ 経済的支援の充実

- 各種サービスを受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得を推進します。【継続】
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、心身障害者(児)福祉手当等の支給により、障がいがある人や家族の経済的負担を軽減します。また、手帳交付時に、等級に応じて対象となる特別障害者手当など各種手当の説明を行うなど、きめ細かな対応を行っていきます。【継続】
- 重度心身障害者医療費助成制度や自立支援医療等公費負担医療制度の活用により、障がいがある人や家族の医療費軽減を図ります。【継続】
- 障がい福祉サービスが十分に利用できるように、低所得者に配慮した実費負担の軽減措置を促進します。【継続】

＊ ケアマネジメント：本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

④ 難病患者の在宅福祉サービスの推進

- ホームページに難病指定一覧を継続的に掲載し、難病患者の障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の利用促進を図ります。【継続】
- 難病患者の介護者への支援を強化します。【継続】

⑤ 移動手段の確保と移動・外出の支援の充実

- 障がいがある人の外出に関するニーズを把握し、移動支援事業や行動援護及びタクシー利用料金助成事業など、必要に応じた支援の提供に努めるとともに、広報、ホームページ、ガイドブック等で移動・外出支援に関する各種サービスの周知を継続的に行い、利用促進に努めます。【継続】
- 各種交通割引制度について周知を図るとともに、自動車改造費などの移動に関わる費用について、助成制度の充実を図ります。【継続】

⑥ コミュニケーション支援の充実

- 手話通訳者*が福祉課に設置されていることを周知し、来庁が困難な場合にも、手話通訳者とテレビ電話によるコミュニケ―ションが図れるようタブレット端末での支援を実施します。【拡充】
- いつでも必要な時にコミュニケーション支援が受けられるよう、手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。【継続】
- 国が定めるカリキュラムに沿った質の高い手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、手話の理解とコミュニケーションの拡大を図ります。【継続】
- 障がいがある人の情報機器活用能力の向上のため、山梨県の障害者ＩＴサポートセンターで実施している障がいがある人を対象としたパソコン教室の情報提供を行っていきます。【継続】

＊ 手話通訳者：身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術および基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。

（３）入所者・入院者の地域生活への移行の推進

主要施策

① 情報提供の充実

- 広報、ホームページ、ガイドブックなど複数の媒体を活用し、障害者手帳の申請方法、各種支援制度のサービスの内容と利用方法、近隣自治体の障がい福祉施設の案内等を、わかりやすく情報提供していきます。【継続】
- 障がい福祉制度のみでなく、日常生活に必要な情報や必要書類等がダウンロードできるようにホームページの充実を継続的に図っていきます。【継続】

② 相談体制の強化

- 福祉・保健・医療など多分野にわたる障がい福祉施策に関する情報提供･案内などが総合的に実施できるよう、障がい者相談支援センター「穂のか」及び庁内各課の連携を強化し、障がい種別に関わらず、気軽に相談できるような相談体制づくりに努めます。【継続】
- 身近な地域における相談者となる民生委員児童委員等の活動への支援に努めます。【継続】
- サービス提供の効率化を図るため、福祉及び医療情報管理システムの集約に努め、福祉サービス管理システムの構築を図ります。【継続】

③ 広域的な連携による居住の場の整備

- 障がいがある人の重度化、高齢化を見据え、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、事前の相談や情報共有していくための地域生活支援拠点事業の充実を図ります。【拡充】
- 共同生活援助（グループホーム）については、空き家物件等の既存の社会資源の活用を検討するとともに、市内あるいは近隣自治体で活動するＮＰＯ法人*や社会福祉法人等に広く情報提供を行い、設置について継続的な働きかけを行います。【拡充】
- 施設入所者や入院している障がいがある人等が円滑に地域移行するために、障がい者相談支援センター「穂のか」や各種関係機関と連携を図りながら、地域生活を支えるサービス提供体制の整備を進めます。【継続】

＊ ＮＰＯ法人：民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

成果目標

成果指標		現状（令和４年度）	目指す方向性（令和 11 年度）
①相談体制の満足度で『十分』と回答した割合　＊「十分」＋「ほぼ十分」	身体障害者手帳所持者	40.8%	増加させる
	療育手帳所持者	40.0%	
	精神障害者保健福祉手帳所持者	31.0%	
目指す姿	地域の中で障がいがある人が、個人として尊重され、自立した生活が送れるよう、相談体制を充実させます。		
出典・出所	アンケート結果		
②手話通訳者、要約筆記者の派遣回数		298 回	増加させる
目指す姿	地域の中で障がいがある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行えるようにします。		
出典・出所	実績（福祉課）		

【基本目標４】皆が安心・安全で快適に生活できるまちづくり

（生活環境／行政等における配慮／防災・防犯）

（１）ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

主要施策

① 住宅のユニバーサルデザイン化の支援

・ 居宅における生活動作を支援するための住宅改修費の助成や、日常生活用具給付事業などの制度の周知に努め、利用の促進を図ります。【継続】

② 公共的施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

・ 「中央市都市計画マスタープラン」に基づき、公共的な施設においては、新規建築物の他、既存の公共施設のユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化促進を図り、障がいがある人が自らの意思で自由にかつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりを推進していきます。【拡充】
・ 公共施設や都市計画道路等の整備等の際には、障がいがある人の意見を聞く場を設けるなど、障がいがある人の視点に立ったまちづくりを推進します。【継続】
・ 公園の入口の段差、車止め等の問題を解消し、障がいがある人用トイレや肢体不自由児（者）にも対応できるオムツ換えスペースの設置等の計画的な整備に努めます。【拡充】

③ 民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

・ 「山梨県障害者幸住条例（平成 27 年度改正）」に基づき、民間の施設の老朽化に伴う建て直しや新たな施設設置の場合には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた設置を進めるよう働きかけるとともに、既存の施設におけるバリアフリー化について継続的に働きかけます。【継続】

④ 道路のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の促進

・ 障がいがある人が歩行や車いすで安全に外出できるよう、ユニバーサルデザインの観点より、道路新設及び拡幅改良等を実施する際には、歩道の拡張や危険個所へのガードパイプ等の設置を行うとともに、放置自転車や商店の看板などの通行の妨げとなるものの解消に働きかけ、歩行空間の確保を図ります。【拡充】

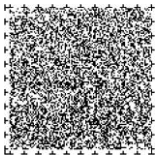

（２）安心・安全の確保

主要施策

① 防犯対策の充実

- 障がいがある人や認知症の高齢者などが、悪質訪問販売等の消費被害に遭遇しないよう、中枢都市圏の広域連携により消費生活相談体制の充実を図るとともに、啓発に努めます。【継続】
- 地域において、すべての人が、安心・安全に暮らすことができるよう、「中央市ジョギング・ウオーキングパトロール」などの地域の人々の協力によってつくる防犯体制の支援・指導に努めます。【継続】

② 緊急・災害時に向けた支援体制の整備

- 自主防災組織や民生委員児童委員等と連携を図りながら、地域の支援体制の充実に努めます。【継続】
- 災害発生などの緊急時における聴覚障がいや視覚障がいがある人への情報提供を推進し、障がいがある人を考慮した備品等を整備するとともに、災害時に早期に対応できる防災情報システムの充実を図ります。【継続】
- 障がいがあるひとり暮らしの要支援者に対し、緊急通報システムの設置を推進するなど、日常生活における安否確認のための体制を整えます。【継続】
- 避難行動要支援者名簿を作成し、名簿の随時更新を行い、必要な人が地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを推進します。【継続】
- 災害時、障がいがある人に必要な生活必需品について、障がい者団体と協議し、地元企業・事業所等と災害協定を締結するなど、避難所への備蓄や円滑な使用を図ります。【継続】

③ 防災対策の充実

- 地域の実情に即した地域防災計画の策定を支援するとともに、自主防災組織の育成を図り、障がいがある人の状況を考慮した緊急連絡体制、活動マニュアル、防災訓練の実施に努めます。【継続】
- 地域の連携のもと、災害時における障がいがある人の安全な避難誘導体制、避難所における福祉・医療サービス等の提供体制を整備します。【継続】
- 災害時に避難所で必要となる福祉用物品の確保に努めます。【継続】

成果目標

成果指標			現状（令和４年度）	目指す方向性（令和 11 年度）
①個別避難計画の作成			０人	増加させる
目指す姿	避難行動要支援者本人の同意のもと、地域における災害被害の想定や個々の心身の状況等を踏まえ、きめ細かな避難計画を作成することで、安心して避難できるまちづくりを進めます。			
出典・出所	実績（福祉課）			
②地域の防災訓練に「参加したことがある」と回答した割合		身体障害者手帳所持者	46.0%	増加させる
		療育手帳所持者	20.0%	
		精神障害者保健福祉手帳所持者	26.1%	
目指す姿	地域住民と連携のもと、障がいがある人が災害が発生した際も安心して避難できるまちづくりを進めます。			
出典・出所	アンケート結果			

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の周知・啓発

本計画が広く市民に周知されることで、障がい福祉への関心を高めたり、障がいがある人への理解を深めたりすることができると考えられます。また、市民が主体的に障がいがある人への支援を行うことにも、期待できます。そのため、広報やホームページ、ガイドブック等の市民の身近な媒体や市のイベントや行事を通じて、本計画の周知・啓発に努めます。

２　推進体制の構築

障がいがある人一人ひとりの特性やライフステージ、本人や家族の希望等に応じたサービスを生涯提供するためには、福祉や保健、医療、保育、教育、就労、生活環境等の幅広い分野が連携して、総合的な取組を行っていくことが重要です。また、このような行政による対応だけでなく、地域における障がい者団体やボランティア団体、ＮＰＯ法人、中央市社会福祉協議会、そして、市民が主体的にそれぞれの立場から障がい福祉の推進に努めることが必要となります。そこで、より効果的・効率的に障がいがある人の生活を支援することができるよう、行政と民間、市民が相互に連携し、本計画の推進に努めます。

３　計画の点検・評価

本計画は６か年計画ですが、計画期間を通じて障がいがある人のニーズに対応できる計画であり続けるため、定期的にＰＤＣＡサイクルによる点検・評価を行い、着実な施策・事業の実施に努めます。また、その点検・評価の結果や社会情勢の変化等により、計画の見直しが必要と判断された場合には、計画の最終年度を待たずに見直しを行います。

資料編

Ⅰ　障がい者制度改革の動向

平成18年４月～「障害者自立支援法」施行

◆身体・知的・精神の３障がいのサービスを一元化
◆支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入　等

平成19年９月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名（※平成26年１月批准）

◆障がいがある人の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止

平成22年６月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

◆「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
◆基本的考え方：
障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

平成22年12月の「障がい者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」をとりまとめ

↓

平成23年８月成立「障害者基本法」改正

◆公布日（８月５日）施行
一部は政令で定める日
◆推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
◆差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

↓

平成25年９月閣議決定「第３次障害者基本計画」（平成25～29年度）

◆５年計画に変更
◆基本原則の見直し（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障がいがある人の自己決定の尊重）
◆安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の３分野追加

「障害者自立支援法」等の一部改正

◆公布日（平成22年12月10日）施行
・発達障がいが障害者自立支援法の対象になることの明確化
◆平成23年10月１日施行
・グループホーム利用の助成
◆平成24年４月１日施行
・応能負担原則への見直し
・支給決定プロセスの見直し

↓

平成24年６月成立（平成25年４月施行）「障害者総合支援法」制定

◆社会モデルに基づく理念の具体化
◆ＣＨとＧＨの統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
◆地域生活支援事業の追加

平成23年６月成立（平成24年10月施行）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定

◆国や地方公共団体、福祉施設従事者等に障害者虐待の防止等の責務
◆障害者虐待を受けたと思われる障がいがある人を発見した者に対する通報の義務

↓

平成25年６月成立（平成28年４月施行）「障害者差別解消法」制定

◆「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
◆国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

中央市の主な動き

◎中央市誕生（平成18年２月）
◎中央市障害者計画・障害福祉計画策定（平成19年３月）
◎中央市発達障害児(者)等生活支援事業開始（平成20年６月）
◎中央市障害児(者)地域活動支援センター事業開始（平成20年６月）
◎中央市第２期障害福祉計画策定（平成21年３月）
◎中央市地域生活支援事業開始（平成21年７月）
◎中央市第３期障害福祉計画策定（平成24年３月）
◎中央市障害者日常生活用具給付事業開始（平成24年４月）
◎中央市・昭和町障がい者相談支援センター開設（平成24年４月）
◎中央市・昭和町障がい者虐待防止センター開設（平成24年10月）
◎中央市・昭和町自立支援協議会の設置（平成25年６月）

障がい者制度改革の動向続き

中央市の主な動き

共生社会の実現　「障害者の権利に関する条約」を批准へ
（平成26年２月19日～）

難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法の一部改正法」が成立したことに伴い、障害者総合支援法対象疾病（難病等）が拡大

◆平成 27 年１月（第１次）　130 疾病 → 151 疾病へ拡大
◆平成 27 年７月（第２次）　151 疾病 → 332 疾病へ拡大

◎中央市第４期
障がい福祉計画
策定
（平成 27 年３月）
◎手話通訳者を
福祉課に配置
（平成 27 年４月）

「障害者雇用促進法」の一部改正

◆平成 28 年４月施行
差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助を規定
◆平成 30 年４月施行
法定雇用率の算定基礎の見直し

◎障害者(児)施設
入浴サービス事業
開始
（平成 28 年４月）
◎ヘルプカード配布
事業開始
（平成 28 年９月）

平成28年５月成立
「発達障害者支援法の一部を改正する法律」制定

◆平成28年８月施行
発達障がいがある人の定義の見直し、基本理念の新設　等

平成28年５月成立
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」制定

◆公布日（平成 28 年６月３日）施行
医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進することを規定
◆平成 30 年４月全面施行

◎中央市第２次
障がい者計画策定
（平成 29 年３月）

平成30年３月閣議決定
「第４次障害者基本計画」
（平成30～令和４年度）

平成29年度策定
「第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」
（平成30～令和２年度）

◎中央市第５期
障がい福祉計画・
第１期障がい児
福祉計画策定
（平成 30 年３月）

「障害者雇用促進法」の一部改正

◆令和２年４月施行（一部公布日等）
民間企業への特例給付金の支給、短時間労働の雇用促進、国及び地方公共団体における障がいがある人の雇用状況についての的確な把握

障がい者制度改革の動向続き

		中央市の主な動き
	令和２年度策定 「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」 （令和３～５年度）	◎中央市第６期 障がい福祉計画・ 第２期障がい児 福祉計画策定 （令和３年３月）
	「障害者雇用促進法」の一部改正 ◆令和５年４月施行 事業主の責務の明確化、在宅就業の促進　等 ◆令和６年４月施行 障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し　等	
令和５年３月閣議決定 「第５次障害者基本計画」 （令和５～９年度）	令和５年度策定 「第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」 （令和６～８年度）	◎中央市第３次 障がい者計画策定 （令和６年３月） ◎中央市第７期 障がい福祉計画・ 第３期障がい児 福祉計画策定 （令和６年３月）
	令和４年12月成立 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」制定 ◆令和６年４月１日施行 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援等、精神障がいがある人の希望等に応じた支援体制の整備、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等	

2　中央市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 4 月 1 日
条例第 183 号

（設置）
第 1 条　障害者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号。以下「法」という。)第 36 条第 4 項の規定に基づき、中央市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。
（令 4 条例 12・一部改正）
（所掌事務）
第 2 条　協議会の所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。
(1)　法第 11 条第 3 項に規定する障害者計画に関し、同条第 6 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
(2)　本市における障害者(法第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。以下同じ。)に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
(3)　本市における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
(4)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定より本市が定める障害福祉計画に関し、同条第 10 項に規定する事項を処理すること。
(5)　児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定より本市が定める障害児福祉計画に関し、同条第 10 項に規定する事項を処理すること。
（令 4 条例 12・追加）
（組織）
第 3 条　協議会は、委員 20 人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
(1)　公益代表者
(2)　識見を有する者
(3)　障害者団体の長
(4)　障害者の福祉に関する事業に従事する者
(5)　関係行政機関の職員
3　委員は、非常勤とする。
（令 4 条例 12・旧第 2 条繰下）
（任期）
第 4 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　市長は、委員がその職務を行うことができないと認めたときは、第 1 項の規定にかかわらず、解任し、又は解嘱することができる。
（令 4 条例 12・旧第 3 条繰下）

（会長及び副会長）
第 5 条　協議会に会長及び副会長を置く。
2　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
3　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（令 4 条例 12・旧第 4 条繰下）
（会議）
第 6 条　協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2　協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（令 4 条例 12・旧第 5 条繰下）
（庶務）
第 7 条　協議会の庶務は、福祉課において処理する。
（平 26 条例 2・一部改正、令 4 条例 12・旧第 6 条繰下）
（委任）
第 8 条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
（令 4 条例 12・旧第 7 条繰下）
附則
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附則(平成 26 年条例第 2 号)
この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附則(令和 4 年条例第 12 号)
この条例は、公布の日から施行する。

3　中央市障がい者施策推進協議会委員　名簿

（敬称略）

任期　令和４年４月１日～令和６年３月31日

	区分	氏名	所属・役職名	備考
1	公益代表	佐野　静臣	民生委員児童委員協議会 障がい者部会　会長	～R5.2.1
		前嶋　隆子		R5.2.2～
2	障がい当事者代表	馬場　正江	中央市障害者福祉会　会長	
3	障がい者団体代表	赤池　直子	中央市ハンディキッズクラブ ドラえもんのポッケ　会長	
4		矢島　良樹	中央市心身障害児者父母の会 会長	副会長
5	障がい者の福祉に関する事業に従事する者	三尾　馨	（福）ひとふさの葡萄　理事長	会長
6		遠藤　大津麿	あんど遊Ｋｉｄ’ｓわかみや 管理者	
7		清水　久	（福）中央市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8	識見を有する者	飯室　正明	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	
9		阿諏訪　勝夫	中央市・昭和町障がい者 相談支援センター「穂のか」 主任相談支援専門員	
10	関係行政機関代表	弦間　加代子	中央市役所　健康増進課 副保健師長	

中央市　第３次障がい者計画

令和６年３月発行

発行／中央市　福祉課

〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原 301-1

ＴＥＬ 055-274-8544　ＦＡＸ 055-274-1125

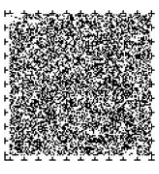

中央市